

久喜市新型インフルエンザ等対策行動計画

平成26年12月



目 次

はじめに	1
1 背景	1
2 新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行と行動計画の作成	2
(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行	2
(2) 行動計画の内容・位置づけ・作成	2
(3) 対象とする疾患	3
(4) 見直し	3
第1章 対策の基本方針	4
1 計画の目的	4
2 基本的な考え方	5
(1) 対策の選択的实施と柔軟な対応	5
(2) 発生段階に応じた対応	5
(3) 社会全体で取り組む感染拡大防止策	6
(4) 新感染症への対応	6
3 対策実施上の留意点	7
(1) 基本的人権の尊重	7
(2) 危機管理としての特措法の性格	7
(3) 関係機関相互の連携協力の確保	7
(4) 記録の作成・保存	7
4 発生時の被害想定等	8
(1) 被害想定の方考え方	8
(2) 感染規模の想定	8
(3) 社会・経済的影響	9
5 役割分担	10
6 発生段階	12
7 行動計画の主要6項目	14
(1) 実施体制	14
久喜市新型インフルエンザ等対策本部組織図	18
新型インフルエンザ等対策本部会議の事務分掌	19
推進体制図	26
(2) サーベイランス・情報収集	27

(3) 情報提供・共有	27
(4) 予防・まん延防止	28
(5) 医療	32
(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保	32
8 緊急事態宣言時の措置	33
(1) 実施体制	33
(2) サーベイランス・情報収集	34
(3) 情報提供・共有	34
(4) 予防・まん延防止	34
(5) 医療	37
(6) 県民生活及び県民経済の安定の確保	38
第2章 発生段階別の対応	42
1 未発定期	43
2 海外発定期	51
3 国内発定期	58
4 市（県）内発生早期	68
5 市（県）内感染拡大期	78
6 小康期	87
第3章 参考資料	91
別表1 特定接種の対象となり得る業種・職務について	91
別表2 病原性による医療の対策の選択について（概要）	98
国内で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策（県）	99
用語解説	103
新型インフルエンザ等対策に係る関係法令（抜粋）	107

はじめに

1 背景

新型インフルエンザとは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスと、ウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスによる感染症であり、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のインフルエンザウイルスに対する免疫を持っていないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。そして、これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

厚生労働省は、2005年（平成17年）11月、新型インフルエンザ対策を迅速かつ確実に講じるため、「WHO Global Influenza Preparedness Plan（WHO世界インフルエンザ事前対策計画）」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、各省庁や自治体を実施する対応策を定めた。埼玉県においても、同11月に「埼玉県新型インフルエンザ対策行動計画」を策定した。

その後、2008年（平成20年）5月、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」及び「検疫法の一部を改正する法律（平成20年法律第30号。）」が成立し、水際対策など新型インフルエンザ対策の強化が図られたことを受け、2009年（平成21年）2月に国の行動計画の抜本的な改定が行われた。

こうした中、同4月に新型インフルエンザ(A/H1N1)[※]がメキシコで確認され、「世界的な大流行（パンデミック）」となり、我が国においても、同年5月に国内で初の感染者が確認され、発生後1年余で約2千万人がり患したと推計された。

※「新型インフルエンザ（A/H1N1）」は、2011年（平成23年）3月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したこと等により、感染症法に基づき新型インフルエンザ等感染症と認められなくなった旨を公表し（感染症法第44条の2第3項）、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については「インフルエンザ（H1N1）2009」としている。

病原性が季節性並みであったこの新型インフルエンザ（A/H1N1）においても、一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫した状況が見られたことから、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応に加え、重症度に応じた柔軟な対応が実施できるよう、県は平成23年2月、国は平成23年9月にそれぞれ新型インフルエンザ対策行動計画を見直した。

これらの状況を踏まえ、本市においても、新型インフルエンザによる健康被害を最小限にとどめるとともに市民生活を確保するため、国及び県の行動計画との整合性を図りつつ、病原性の高い新型インフルエンザへの対応に加え、重症度に応じた柔軟な対策を考慮した本市独自の市行動計画を平成24年3月に策定した。

2 新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行と行動計画の作成

(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行

平成21年に確認された新型インフルエンザ（A/H1N1）の教訓を踏まえ、国は、病原性の高い新型インフルエンザが発生し、まん延する場合に備え、対策の実効性をより高めるための法制化の検討を重ね、平成24年5月に危機管理の法律として、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）を制定し、平成25年4月に施行した。

この特措法は、病原性が高い新型インフルエンザだけでなく、感染力の強い新型インフルエンザと同様な危険性があり、かつ社会的影響が大きい新感染症が発生した場合も対象としており、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的としている。

特措法は、国・地方公共団体・指定（地方）公共機関・事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置（以下「緊急事態措置」という。）等の特別の措置を定めたものであり、感染症法等とあわせて、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものとなっている。

(2) 行動計画の内容・位置づけ・作成

平成25年6月7日、国は特措法第6条に基づき「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）を作成した。

それにあわせ、埼玉県は平成26年1月、特措法第7条第1項の規定により、政府行動計画に基づき、「埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画」という。）を作成した。

本市においても、特措法第8条の規定により、県行動計画に基づき新たな「久喜市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「市行動計画」という。）を作成する。

市行動計画では、新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項、市が実施する措置（特定接種や住民接種等の予防及びまん延防止に関する事項、要援護者への支援等）等の事項を定めるものである。

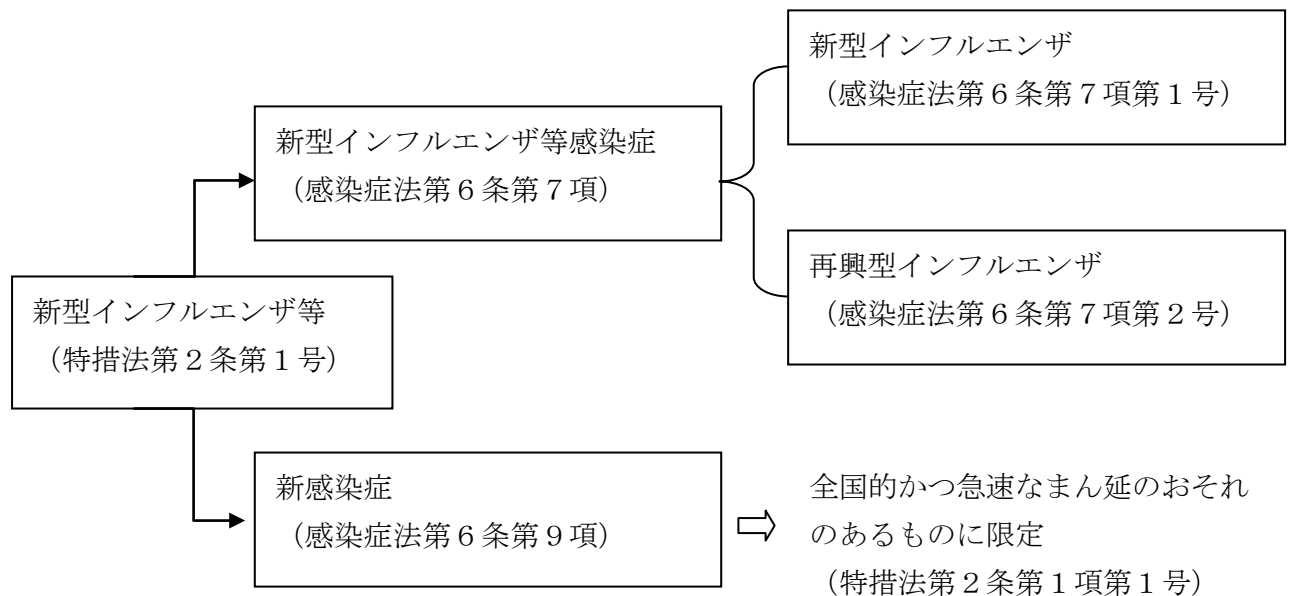
また、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

(3) 対象とする疾患

市行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、以下のとおりである。

- 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症
- 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいもの

※なお、鳥インフルエンザ（鳥から人に感染したもの）は、特措法の対象ではないが、関連する事案として、市行動計画の参考として「国内で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策」（P 99～102：埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画より抜粋）を示す。



(4) 見直し

新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見や、新型インフルエンザ等対策の検証等を基に、国や県等関係機関と連携し、適時適切に市行動計画の見直しを行う。

第1章 対策の基本方針

1 計画の目的

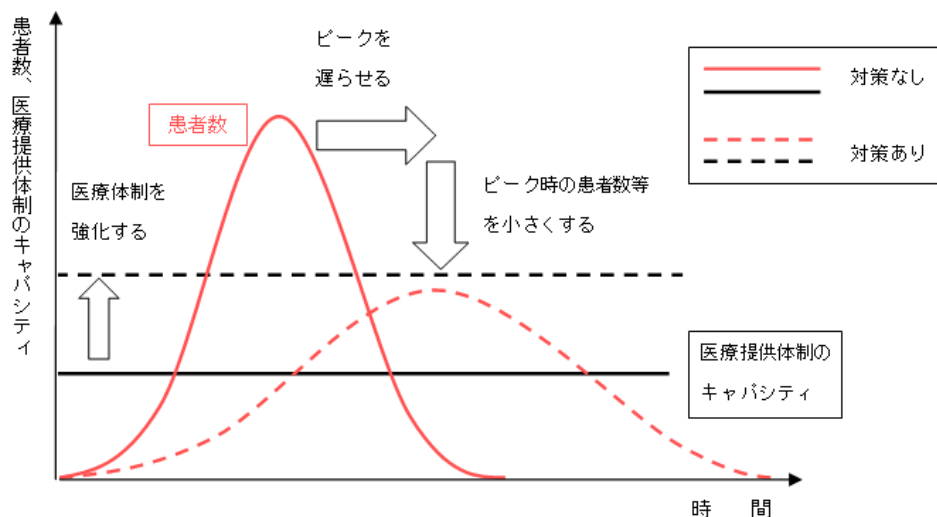
新型インフルエンザ等は、発生時期や地域、感染力などを正確に予測することは困難であり、また、発生そのものを阻止することは不可能である。

また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、感染は全国に拡大し、本市においても健康被害だけでなく、社会機能や経済活動の混乱が生じることが懸念され、市民生活にも大きな影響をもたらすことが予想される。

新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くが患うものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療機関の受け入れ能力を超えてしまうということを念頭におきつつ、新型インフルエンザ等対策を市の危機管理に関わる重要な課題と位置づけ、次の2点を主たる目的として新型インフルエンザ等対策を講じていくものとする。

- (1) 感染の拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護すること。
 - 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
 - 流行のピーク時の患者数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減すること、及び、医療体制を強化することで、患者数等が医療提供体制の受け入れ能力を超えないようにすることで、患者が適切な医療を受けられるようにする。
 - 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。
- (2) 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにすること。
 - 感染対策を行うことで、欠勤者（り患による欠勤、家族の看護等による出勤困難等）の数を減らす。
 - 業務継続計画を作成・実施することで、市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

<対策の効果（概念図）>



2 基本的な考え方

(1) 対策の選択的实施と柔軟な対応

新型インフルエンザ等対策については不確定要素が大きく、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。

そこで、国においては、国内外の発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ、最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施するとともに常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとしている。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策については、その縮小・中止を図るなど見直しを行うこととしている。

そのため、国や県は病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特徴を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できる対策を示している。

実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権の配慮や、対策の有効性、実行可能性並びに対策そのものが国民生活及び国民経済に与える影響等を総合的に勘案し、行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定する。

市においても、それらの内容に基づき、市が実施すべき対策を決定する。

市行動計画は、国や県の行動計画を踏まえ、本市としての対策の基本方針及び認識を示すものであり、発生段階の体制の移行については、埼玉県の情報及び判断に基づき決定するものとする。

事態によっては、久喜市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）は、内閣総理大臣を本部長とする新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）及び知事を本部長とする埼玉県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）との協議のうえ、地域の実情等に応じて、柔軟な対策を講じることができるよう配慮・工夫を行う。

(2) 発生段階に応じた対応

ア 未発生期（発生前の準備）

地域における医療体制の整備への協力、ワクチンの接種体制の整備、市民に対する啓発等、発生に備えた事前の準備を周到に行う。

イ 海外発生期（海外発生段階の対応）

世界で新型インフルエンザ等が発生した段階では、国や県は直ちに、対策実施のための体制に切り替える。

新型インフルエンザ等が海外で発生した場合、病原体の国内への侵入を防ぐことは不可能である。海外で発生している段階では、国が検疫の強化等で体制を構築し、県は連携しながら、それらの情報を関係機関へ提供するので、市は対策本部を設置し、それらの情報を収集し、適宜関係機関へ周知するとともに事前準備を行う。

ウ 国内発生期（国内で発生しているが県内では発生していない段階の対応）

市（県）内発生早期に備え、対策の確認を行う。

エ 市（県）内発生早期（市・県内発生当初での感染拡大抑制）

県が行う患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染のおそれのある者の外出自粛等に協力する。

また、病原性に応じて、県が行う不要不急の外出の自粛要請や施設使用制限等に協力する。

オ 市（県）内感染拡大期（市・県内感染拡大期の対応）

国、県、事業所等と相互に連携して、医療の確保や市民生活・市民経済の維持のために最大限努力する。この段階では、社会は緊張し、不測の事態が生じることも想定しておく。

カ 小康期（大流行は一旦終息している段階の対応）

市民生活・市民経済の回復を図り、流行の第二派に備える。

（3）社会全体で取り組む感染拡大防止策

不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など医療対応以外の感染対策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を総合的に行うことが必要である。

特に医療対応以外の感染拡大防止策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどについても積極的に検討することが重要である。

事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを市民に呼びかけることも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延防止による医療提供体制の受け入れ許容範囲の超過や社会的混乱を回避するためには、国、県、市、指定地方公共機関等による対策だけでは限界があり、事業所や市民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行う必要がある。

新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となるため、公衆衛生対策がより重要である。

（4）新感染症への対応

平成15年に発生したSARSのような新感染症（当時）については、市行動計画に掲げた対策のうち、治療薬やワクチン接種等以外の公衆衛生対策について実施する。

3 対策実施上の留意点

(1) 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、以下の対策の実施にあたって、市民の権利と自由に制限を加える場合は、法令に基づき行うこととし、その制限は必要最小限のものとする。市は、県が行うことに協力する。

具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施にあたって、法令の根拠があることを前提として、十分説明し、理解を得ることを基本とする。

- 医療関係者への医療等の実施要請、指示
- 不要不急の外出の自粛要請
- 学校、興行場等の使用等制限等の要請、指示
- 臨時の医療施設の開設のための土地等の使用
- 緊急物資の運送、収用
- 特定物資の売渡しの要請、指示

(2) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。

しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても病原性の程度や、抗インフルエンザ薬等の対策が有効であることなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要性がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

(3) 関係機関相互の連携協力の確保

市対策本部は、政府対策本部、県対策本部との相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

対策本部相互間において総合調整を行うよう要請があった場合には、その要請の趣旨を尊重し、必要がある場合には、速やかに所要の総合調整を行う。

(4) 記録の作成・保存

市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、公文書として取り扱う。

4 発生時の被害想定等

(1) 被害想定のお考え方

新型インフルエンザは、発熱、咳といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられる。

しかし、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致命率となり、甚大な健康被害を引き起こされることが懸念される。

国は、有効な対策を考える上で、被害想定として、患者数等の流行規模に関する数値を置くが、実際に新型インフルエンザ等が発生した場合、これらの想定を越える事態も下回る事態もあり得るということを念頭において対策を検討することが重要としている。

(2) 感染規模の想定

新型インフルエンザ等発生時の流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右されるものであり、軽微なものから重篤なものまで様々な場合があり得、その発生時の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。

過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考とし、1つの例として、日本の全人口の25%が新型インフルエンザに罹患し、致命率についてはアジアインフルエンザ等並みの中等度の場合は、0.53%、スペインインフルエンザ並みの重症度の場合には2.0%と想定した。

（米国疾病予防管理センター《Centers for Disease Control and Prevention, 以下「米国CDC」という。》により示された推計モデル《FluAid2.0著者Meltzerら、2000年7月》を用いて推計されていると考えられる。）

このデータを基に、久喜市の人口比で算出した推計値は、表1のとおりである。

表1【流行規模の推計】注 久喜市の人口は、154,997人（平成26年4月1日現在）を使用

区分		久喜市	埼玉県
医療機関を受診する患者数		約1万6千人～約3万人	約75万人～約140万人
入院患者数の上限	中等度	約620人	約3万人
	重度	約2,500人	約11万人
1日あたりの最大入院患者数（注1）	中等度	約150人	-
	重度	約470人	
死亡者数の上限	中等度	約150人	約9,500人
	重度	約780人	約3万6千人

注1 全人口の25%が罹患し、流行が8週間続く場合の流行発生から5週目

注2 これらの推計においては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の我が国の医療体制、衛生状況等を一切考慮していないことに留意する。また、この推計は、随時最新の科学的知見を踏まえて見直すことがある。

(3) 社会・経済的影響

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には、多くの議論があるが、以下のような影響が一つの例として、想定される。

- 国民の25%が流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次り患する。り患者は1週間から10日間程度り患し、欠勤する。り患した従業員の大部分は、一定の期間欠勤し、治癒後（感染力が消失して）職場に復帰する。
- ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、従業員自身のり患の他、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により、出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

5 役割分担

新型インフルエンザ等対策を推進するにあたり、関係機関等の役割について以下に示す。

<p>(1) 国</p> <p>地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。また、ワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進、国際的な連携の確保・調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。</p> <p>【新型インフルエンザ等発生前】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」の枠組みを通じ、政府一体となった準備を総合的に推進 <p>【新型インフルエンザ等発生時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○政府対策本部の基本的対処方針に基づき、対策を強力に推進 ○対策の実施にあたっては、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴き、対策を実施
<p>(2) 県</p> <p>特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体として中心的な役割を担う。</p> <p>県行動計画に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備える。発生時は、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。</p> <p>【新型インフルエンザ等発生時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県対策本部等を設置 ○政府の基本的対処方針に基づき、市町村や関係機関と連携 ○市町村や関係機関に対し、速やかに情報提供 ○地域医療体制の確保やまん延防止に関する対策を推進
<p>(3) 市</p> <p>住民に最も近い行政単位として、地域の実情に応じた計画を作成するとともに、地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、要援護者への支援等に関し主体的に対策を実施する。対策の実施にあたっては、都道府県や近隣の市町と緊密な連携を図る。</p>
<p>(4) 医療機関</p> <p>【新型インフルエンザ等発生前】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策 ○必要となる医療資器材の確保 ○診療継続計画の策定 ○地域における医療連携体制の整備 <p>【新型インフルエンザ等患者発生時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携 ○発生状況に応じて医療を提供

<p>(5) 指定（地方）公共機関</p> <p>医療、医薬品等の製造・販売、電気、ガス、輸送、通信その他公益的事業を営む法人で、特措法施行令で定められ又は知事が指定する者。</p> <p>【新型インフルエンザ等発生前】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○特措法に基づき業務計画を作成 <p>【新型インフルエンザ等発生時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○新型インフルエンザ等対策を実施 ○国や県などの地方公共団体と連携協力して、的確かつ迅速に対策を実施
<p>(6) 登録事業者</p> <p>医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者で、あらかじめ登録した者。</p> <p>【新型インフルエンザ等発生時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国の指示により臨時に予防接種を実施 ○事業活動の継続 ○発生前から、職場における感染対策の実施 ○重要業務の事業継続などの準備を積極的に実施
<p>(7) 一般の事業者</p> <p>新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行う。</p> <p>【新型インフルエンザ等発生時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○一部の事業を縮小 ○多数の者が集まる事業者は、感染防止措置を徹底
<p>(8) 市民</p> <p>日頃から、新型インフルエンザ等に関する情報を得て、発生時にとるべき行動を理解し、季節性インフルエンザにおいても行っている、マスク着用・手洗い・咳エチケット・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。</p> <p>【新型インフルエンザ等発生時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○発生の状況や実施されている対策等についての情報を入手 ○外出自粛や感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施

6 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、その発生段階に応じてとるべき対策が異なることから、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生段階を設け、平素より各発生段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

政府行動計画（国）では、新型インフルエンザ等が発生する前（未発生期）から、海外での発生（海外発生期）、国内での発生（国内発生早期）、まん延を迎え（国内感染期）、小康状態（小康期）に至るまでを、我が国の実情に応じた戦略に即して5つの発生段階に分類した。

国内の発生段階は、WHO（世界保健機関）のフェーズの引き上げ及び引き下げ等の情報を参考にしながら、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部において決定される。

国の分類に基づき、県行動計画では、新型インフルエンザ等が発生していない「未発生期」、 「海外発生期」、県内では発生していないが国内で発生が始まった「国内発生期」、県内で発生が始まった「県内発生早期」、県内で流行が始まった「県内感染拡大期」、県内での流行が収まった「小康期」の6つの発生段階に分類した。

市においても、県の発生段階に合わせ、表2のとおりとする。その移行については、必要に応じて国との協議の上で、県対策本部が判断するので、市対策本部も県の判断に基づき判断するものとする。（地域での発生状況は様々であり、地域未発生期から地域発生早期、地域発生早期から地域感染期への移行は、都道府県を単位として判断する。）

国、県、市、関係機関等は、行動計画等で示された対策を段階に応じて実施する。

なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも段階どおりに進行するとは限らない。地域での発生状況は様々であり、その状況に応じ、特に地域での医療提供や感染対策等について、柔軟に対応する必要がある。

さらに、緊急事態宣言がされた場合には、対策の内容も変化するという事に留意する必要がある。

表2【発生段階の区分】

発生段階	発生の状態	国・県の発生段階
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態	国：未発生期 県：未発生期
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	国：海外発生期 県：海外発生期
国内発生期	本県以外の国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等が発生した状態	国：国内発生早期・ 国内感染期 県：国内発生期
市（県）内 発生早期	市（県）内で新型インフルエンザ等が発生しているが、 全ての患者の接触歴を疫学調査で確認できる状態	国：国内発生早期・ 国内感染期 県：県内発生早期
市（県）内 感染拡大期	市（県）内において、新型インフルエンザ等患者の接触 歴が疫学調査で確認できなくなった状態	国：国内感染期 県：県内感染拡大期
小康期	患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	国：小康期 県：小康期

※市（県）内発生早期及び市（県）内感染拡大期に係る対策については、市内の状況にかかわらず、隣接市町等での流行状況等を踏まえて実施することがある。

例) 県が感染拡大期に移行すれば、市内感染拡大期とする。

7 行動計画の主要6項目

新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」及び「市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小になるようにする」を達成するため、市行動計画は、その目標と活動を「(1)実施体制」、「(2)サーベイランス・情報収集」、「(3)情報提供・共有」、「(4)予防・まん延防止」、「(5)医療」及び「(6)市民生活及び市民経済の安定の確保」の6つの項目に分類する。

(1) 実施体制

新型インフルエンザ等の発生に備え、市行動計画や具体的な各種対応マニュアル、業務継続計画を作成し、新型インフルエンザ等が発生した場合に混乱することなく的確な対策を迅速に実施できる体制を整備する。

本市の新型インフルエンザ等対策の推進体制としては、市対策本部を設置し、全庁的な危機管理体制のもと対策を推進する。

また、国、県、事業者等と相互に連携を図り、一体となった取組みを行う。

【本庁の組織】注：組織名に変更があった場合は、読み替えること

ア 市対策本部

新型インフルエンザ等対策を総合的に実施するため、久喜市新型インフルエンザ等対策本部条例に基づき、市長を「本部長」として、市対策本部を設置する。

a. 構成

市対策本部	本部長	市長
	副本部長	副市長、教育長
	本部長	総務部長、財政部長、市民部長、環境経済部長 福祉部長、健康増進部長、建設部長、菖蒲総合支所長 栗橋総合支所長、鷲宮総合支所長、会計管理者 上下水道部長、議会事務局長、教育部長

b. 所掌事務

- 新型インフルエンザ等に係る情報収集及び情報提供に関すること
- 新型インフルエンザ等の感染防止に関すること
- 関係機関等との連絡調整及び連携に関すること
- その他新型インフルエンザ等対策に関する重要な事項の決定に関すること

イ 久喜市新型インフルエンザ等対策本部班長会議

久喜市新型インフルエンザ等対策本部班長会議規程に基づき、「健康増進部部長」を「会長」として、「久喜市新型インフルエンザ等対策本部班長会議」（以下「班長会議」という。）を設置する。

a. 構成

班長会議	会 長	健康増進部部長
	副 会 長	健康増進部副部長
	班 長	総括班：健康医療課長 医療・救護班：中央保健センター所長 秘書班：秘書課長 広報・情報収集班：シティプロモーション課長 総務・動員班：人事課長 生活維持班：消防防災課長 市民ボランティア班：自治振興課長 調査班：資産税課長 財政班：管財課長 環境班：環境課長 産業班：農業振興課長 被災者救援班：社会福祉課長 道路・河川班：建設管理課長 住宅班：建築審査課長 公園班：都市整備課長 給水班：水道施設課長 下水道班：下水道施設課長 経理班：出納室長 教育総務班：教育総務課長 学校教育班：学務課長 社会教育班：生涯学習課長

	<p>総合支所総務管理班：菖蒲総合支所総務管理課長 栗橋総合支所総務管理課長 鷺宮総合支所総務管理課長</p> <p>総合支所市民班：菖蒲総合支所市民課長 栗橋総合支所市民課長 鷺宮総合支所市民課長</p> <p>総合支所税務班：菖蒲総合支所税務課長 栗橋総合支所税務課長 鷺宮総合支所税務課長</p> <p>総合支所環境経済班：菖蒲総合支所環境経済課長 栗橋総合支所環境経済課長 鷺宮総合支所環境経済課長</p> <p>総合支所福祉班：菖蒲総合支所福祉課長 栗橋総合支所福祉課長 鷺宮総合支所福祉課長</p> <p>総合支所建設班：菖蒲総合支所建設課長 栗橋総合支所建設課長 鷺宮総合支所建設課長</p>
--	---

b. 所掌事務

- 新型インフルエンザ等の具体的な対応策の検討に関すること
- 新型インフルエンザ等の対応策の実施に関すること

ウ 久喜市新型インフルエンザ等対策本部班長会議作業部会

久喜市新型インフルエンザ等対策本部班長会議規程に基づき、「健康増進部健康医療課長」を「部会長」として、「久喜市新型インフルエンザ等対策本部班長会議作業部会」（以下「作業部会」という。）を設置する。

a. 構成

班長会議 作業部会	部会長	健康増進部健康医療課長
	副部会長	健康増進部健康医療課健康企画係係長
	部会員	次の課の所属長に推薦された者 中央保健センター 消防防災課 社会福祉課 障がい者福祉課 介護福祉課 保育課 学務課 菖蒲総合支所福祉課 栗橋総合支所福祉課 鷺宮総合支所福祉課

b. 所掌事務

- 新型インフルエンザ等の情報収集に関すること
- 新型インフルエンザ等の予防対策の検討に関すること
- その他班長会議で必要な事項に関することと

【相互に連携を図る地域の組織】 注：組織名に変更があった場合は読み替えること

- 埼玉東部消防組合消防局
- 埼玉県幸手保健所
- 一般社団法人久喜市医師会
- 社会福祉法人久喜市社会福祉協議会 等

久喜市新型インフルエンザ等対策本部組織図



新型インフルエンザ等対策本部会議の事務分掌

■ 新型インフルエンザ等対策本部長、副本部長、本部員、及び本部付の構成及び事務分掌

職名	担当者名	事務分掌
本部長	市長	本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。
副本部長	副市長 教育長	本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。 (順位は副市長、教育長の順とする。)
本部員	健康増進部長 市民部長 総務部長 財政部長 環境経済部長 福祉部長 建設部長 菖蒲総合支所長 栗橋総合支所長 鷺宮総合支所長 会計管理者 上下水道部長 議会事務局長 教育部長	本部長の命を受け本部の事務に従事するほか、必要に応じ現地におもむき各班の指揮を執る。
本部付	健康増進副部長 健康医療課長	各班との連絡並びに各班に係る施設等の患者発生 の情報及び対策の実施状況を収集する等の事務に従事する。

注) 本部付は、必要に応じ、当該本部員が認めた場合は、増員することができる。

■ 新型インフルエンザ等対策本部各部班の事務分掌

【健康増進部（健康増進部長）】

班（班長）	担当部署	事務分掌
総括班 (健康医療課長)	健康医療課	<p>【対策本部に関する事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対策本部の開設、閉鎖に関すること。 ・ 本部会議、班長会議、関係機関会議に関すること。 ・ 本部長の命令伝達に関すること。 ・ 本部の庶務に関すること。 <p>【対策本部の決定に基づく指令等の伝達】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 流行状況や不要不急の外出の自粛要請等の伝達に関すること。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 流行状況等の情報収集及び伝達に関すること。 ・ 患者及び相談件数等の集約及び報告に関すること。 ・ 新型インフルエンザ等対策の取りまとめ及び調整に関すること。
医療・救護班 (中央保健センター所長)	中央保健センター 国民健康保険課 【関連施設】 菖蒲保健センター 栗橋保健センター 鷺宮保健センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等に係る問い合わせ、相談等の対応に関すること。 ・ 救急医薬品等の調達に関すること。（抗インフルエンザ薬の確保は県） ・ 医師会等医療機関との連絡調整に関すること。 ・ 保健所及び関係機関との連絡に関すること。 ・ 感染症の予防に関すること。（予防接種の実施に関すること）

【市民部（市民部長）】

班（班長）	担当部署	事務分掌
生活維持班 (消防防災課長)	消防防災課 生活安全課	<p>【対策本部に関する事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「総括班」に協力し、支援すること。 <p>【市民生活に関する事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災倉庫の管理及び緊急物資の調達及び輸送の総括に関すること。 ・ 消防組合との連絡調整に関すること。 ・ 県警との連絡調整に関すること。
市民ボランティア班 (自治振興課長)	自治振興課 市民課 (総合窓口)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対策本部、部内各班との連絡調整に関すること。 ・ 外国人に対する情報提供及び相談に関すること。 ・ 「医療・救護班」に協力し、支援すること。 ・ 広範囲な相談や問合せの対応に関すること。

【総務部（総務部長）】

班（班長）	担当部署	事務分掌
秘書班 （秘書課長）	秘書課	・本部長及び副本部長の秘書に関する事。
広報・情報収集班 （シティプロモーション課長）	シティプロモーション課 企画政策課 公文書館 議会総務課 監査委員事務局	・流行状況、不要不急の外出の自粛要請等の住民に対する広報に関する事。 ・防災行政無線の放送およびメール配信等に関する事。 ・市ホームページ、市公式ツイッター等による情報提供に関する事。 ・報道機関との連絡及び調整に関する事。 ・議会（市議会議員）との連絡及び調整に関する事。 ・公共交通（鉄道・バス・高速道路等）及びライフライン（ガス・電気・電話等）の情報提供等に関する事。
総務・動員班 （人事課長）	庶務課 人事課 人権推進課	・対策本部、部内各班との連絡調整に関する事。 ・埼玉県への要請及び連絡調整に関する事。 ・職員の動員及び各班の配置調整に関する事。 ・出動職員の配置状況の集約に関する事。 ・出動職員の給与及び食料に関する事。 ・災害派遣手当等の支給及び厚生等に関する事。 ・新型インフルエンザ等対策従事者の損害補償に関する事。 ・その他応援に関する事。

【財政部（財政部長）】

班（班長）	担当部署	事務分掌
調査班 （資産税課長）	市民税課 資産税課 収納課	・各総合支所の「税務班」との連絡調整に関する事。 ・記録一切に関する事 ・「医療・救護班」に協力し、支援すること。 ・広範囲な相談や問合せの対応に関する事。
財政班 （管財課長）	財政課 管財課 契約検査課	・対策本部、部内各班との連絡調整に関する事。 ・緊急予算編成及び資金調達に関する事。

【環境経済部（環境経済部長）】

班（班長）	担当部署	事務分掌
環境班 （環境課長）	環境課	<ul style="list-style-type: none"> ・対策本部、部内各班との連絡調整に関する事。 ・久喜宮代衛生組合、北本地区衛生組合との連絡調整に関する事。 ・広域利根斎場組合等との連絡調整に関する事。 ・清掃、消毒、防疫に関する事。 ・防疫資材等の確保、調達に関する事。 ・医療系廃棄物を除く新型インフルエンザ等対策に使用した物品等の処理に関する事。
産業班 （農業振興課長）	農業振興課 農業委員会事務局 商工観光課	<ul style="list-style-type: none"> ・家きん等の鳥インフルエンザに関する事 ・農協等農業関係機関への情報提供並びに連絡調整に関する事。 ・商店、工場及び事業所等への情報提供並びに連絡調整に関する事。

【福祉部（福祉部長）】

班（班長）	担当部署	事務分掌
被災者救援班 （社会福祉課長）	社会福祉課 障がい者福祉課 介護福祉課 子育て支援課 保育課 【関連施設】 鷲宮福祉センター 児童センター 久喜地域・栗橋地域・鷲宮 地域子育て支援センター 鷲宮児童館 さくら・すみれ・ひまわり・あ おば・中央（分園含む）の各 保育所 ふれあいセンター久喜 各老人福祉センター 彩嘉園	<ul style="list-style-type: none"> ・対策本部との連絡調整に関する事。 ・社会福祉施設及び児童施設等の流行状況の調査に関する事。 ・要援護者等への生活支援に関する事。 ・臨時の遺体安置所への遺体の移送に関する事。 ・人的被害（死者等）の把握に関する事。

【建設部（建設部長）】

班（班長）	担当部署	事務分掌
道路・河川班 （建設管理課長）	建設管理課 道路河川課	<ul style="list-style-type: none"> ・対策本部、部内各班との連絡調整に関すること。 ・臨時の医療施設等の確保・設置に関すること ・臨時の医療施設の管理・運営に関すること ・臨時の遺体安置所の設置に関すること ・臨時の遺体安置所の管理・運営に関すること。 ※臨時の遺体安置所への遺体の保管（移送）については、被災者救援班に協力し、支援すること。
住宅班 （建築審査課長）	営繕課 建築審査課	
公園班 （都市整備課長）	都市計画課 都市整備課 【関連施設】 栗橋駅西土地区画整理事務所	

【上下水道部（上下水道部長）】

班（班長）	担当部署	事務分掌
給水班 （水道施設課長）	水道業務課 水道施設課	<ul style="list-style-type: none"> ・対策本部、部内各班との連絡調整に関すること。 ・「被災者救援班」に協力し、支援すること。
下水道班 （下水道施設課長）	下水道業務課 下水道施設課	

【出納部（会計管理者）】

班（班長）	担当部署	事務分掌
経理班 （出納室長）	出納室	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等対策の経費に関する現金の出納に関すること。 ・その他経費に関すること。

【教育部（教育部長）】

班（班長）	担当部署	事務分掌
教育総務班 （教育総務課長）	教育総務課	・対策本部、関係機関及び部内各班との連絡調整に関する事。
学校教育班 （学務課長）	学務課 指導課 教育委員会分室 菖蒲学校給食センター 鷺宮第1・第2学校給食センター 久喜中央幼稚園 栗橋幼稚園	・幼児、児童、生徒の安全確保に関する事。 ・感染予防教育に関する事。 ・児童・生徒の流行状況の把握に関する事。 ・学校等の保健及び衛生指導に関する事。
社会教育班 （生涯学習課長）	生涯学習課 文化財保護課 中央公民館 東公民館 西公民館 森下公民館 栗橋公民館 鷺宮公民館 中央図書館 菖蒲図書館 栗橋文化会館図書室 鷺宮図書館 郷土資料館	・「被災者救援班」に協力し、支援すること。

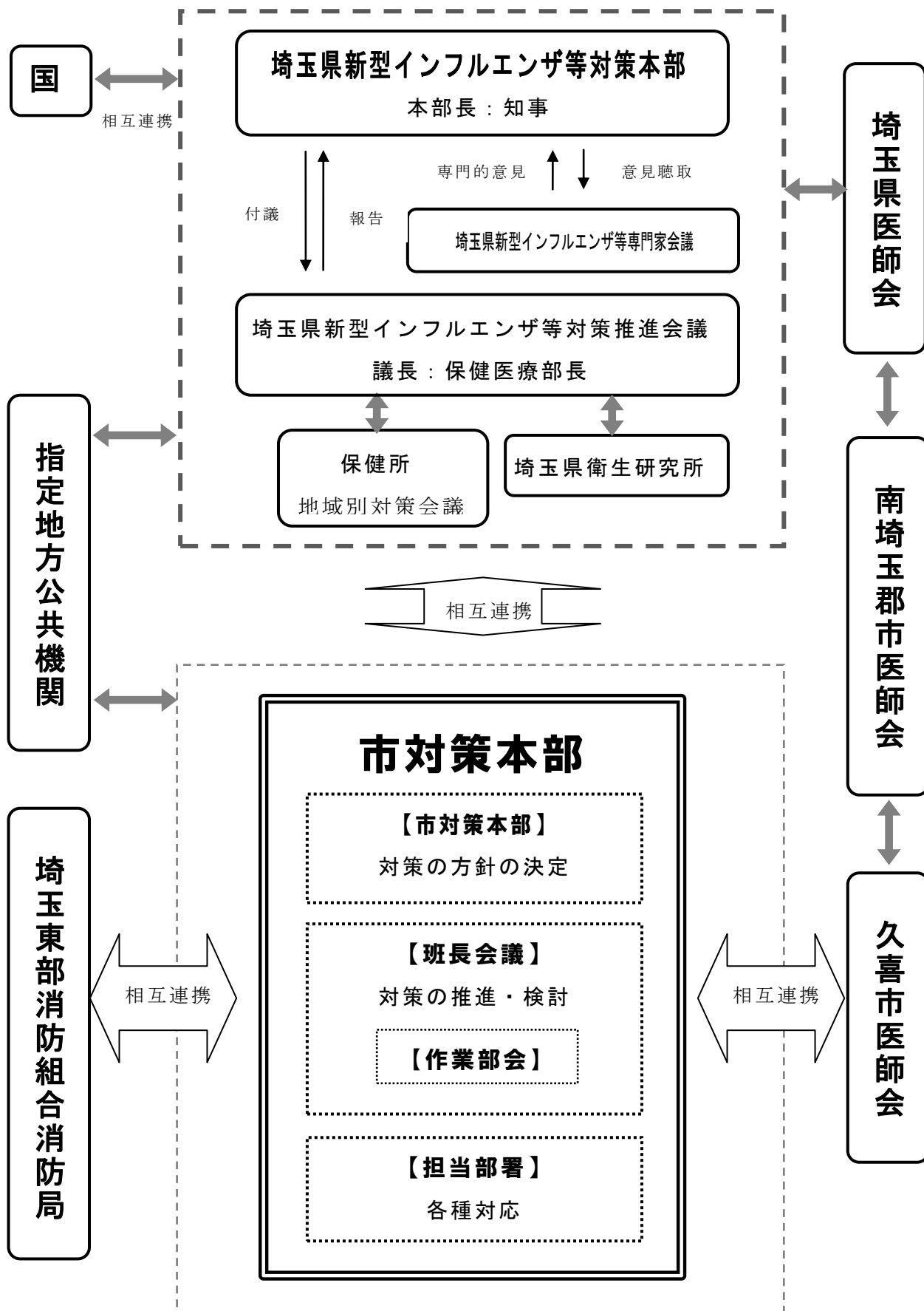
【総合支所部（総合支所長）】

班（班長）	担当部署	事務分掌
総務管理班 （総務管理課長）	総務管理課 しょうぶ会館	<ul style="list-style-type: none"> ・対策本部（各部班含む）、支所内各班との連絡調整に関すること。 ・総務部、財政部「財政班」と同様の事務分掌とする。 ・総合支所の庶務に関すること。 ・流行状況、不要不急の外出の自粛要請等の市民に対する広報に関すること。
市民班 （市民課長）	市民課	<ul style="list-style-type: none"> ・市民部と同様の事務分掌とする。
税務班 （税務課長）	税務課	<ul style="list-style-type: none"> ・財政部の「調査班」及び健康増進部の「医療・救護班」と同様の事務分掌とする。
環境経済班 （環境経済課長）	環境経済課	<ul style="list-style-type: none"> ・環境経済部と同様の事務分掌とする。
福祉班 （福祉課長）	福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉部と同様の事務分掌とする。
建設班 （建設課長）	建設課	<ul style="list-style-type: none"> ・建設部と同様の事務分掌とする。 ・上下水道部と同様の事務分掌とする。

（備考）

- ① 本部長は、流行の規模等の状況に応じ、必要があると認めるときは、本表の分掌事務にかかわらず部班を重点的に配置換えすることができる。
- ② 各部長は、流行の規模等の状況に応じ、必要があると認めるときは、本表の分掌事務にかかわらず部内の班を配置換えすることができる。
- ③ 本部長は、必要があると認めるとは、本表の部班の他に部班を編成することができる。
- ④ 各支所長は対策本部各部班との連携強化を図るため、各部長と協議を行う。

推進体制図



(2) サーベイランス・情報収集

サーベイランスとは、疾病の発生状況やその推移などを継続的に監視することにより、疾病対策の企画、実施、評価に必要なデータを系統的に収集、分析、解釈するものである。

新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するために、常に、国、県及び医師会等が発信する情報の収集に努め、効果的な対策に結びつける。

なお、未知の感染症である新感染症に対するサーベイランスは、現時点では行っていないため、新感染症が発生した場合は、国及び県等からの要請に応じ、県内のサーベイランス体制の構築等に協力する。

ア 情報の活用

サーベイランスにより把握された流行の開始時期や規模等の情報は、市における体制整備等に活用する。地域で流行する病原体の性状（インフルエンザウイルスの亜型や薬剤耐性等）に関する情報や死亡者を含む重症者の状況に関する情報にも着目する。

また、鳥類、豚におけるインフルエンザウイルスのサーベイランス情報についても、県等と連携して、積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組み等に適宜協力する。

(3) 情報提供・共有

新型インフルエンザ等対策は、重要な課題という共通理解の下に、国、県、市町村、医療機関、事業者、個人の各々が役割を認識し、対策の全ての段階、分野において、コミュニケーションが必須である。

誰もが新型インフルエンザ等に感染する可能性があること、感染したことについて、患者やその関係者に責任はないこと、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図ることも重要である。

ア 情報提供手段の確保

市民が情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であるため、外国人、障がい者など情報が届きにくい人にも配慮し、インターネットを含めた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

イ 発生前における市民等への情報提供

新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や県の様々な調査研究の結果などについて、市民の他、医療機関、事業者等に情報提供する。

学校は、集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生について、児童・生徒等に丁寧に情報提供する。

ウ 発生時における市民等への情報提供及び共有

① 発生時の情報提供

発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の内容、対策の決定プロセス（科学的知見を踏まえて、どのような事項を考慮してどのような判断がなされたのか等）や、対策の理由、対策の実施主体を明確にししながら、患者等の人権にも配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行う。提供する情報の内容は、個人情報の保護と公益性に十分配慮して伝えることが重要である。

② 市民の情報収集の利便性向上

市民に対する情報提供を行う手段として、市ホームページ、防災行政無線等の活用を行う。

また、長期の周知に際しては、市広報紙等の活用も行う。

エ 情報提供体制

情報提供に当たっては、提供する情報内容について統一を図るため、市対策本部における広報担当者（広報・情報収集班）を置き、提供する情報の内容に応じ、適切な情報を発信する体制をとる。

（４）予防・まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大防止策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで、体制の整備を図るための時間を確保することにつながる。また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内におさめることにつながる。

予防・まん延防止は、個人対策や地域対策、職場対策、予防接種などの複数の対策を組み合わせで行う。

ただし、個人の行動を制限する面や対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、病原性・感染力等や発生状況の変化に応じて実施する対策を決定し、又は、実施している対策の縮小・中止を行う。

ア 主な予防・まん延防止

① 個人における対策

市は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう市民に促す。

また、県が行う新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染症法に基づく措置に対し、適宜協力する。新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じて県が行う不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限の要請等に対し、適宜協力する。

② 地域・職場における対策

国内における発生の初期の段階から、季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。新型インフルエンザ等緊急事態における県等からの施設の使用制限の要請に応じ、その取組み等に協力する。

③ その他

海外で発生した際、国や県が行う検疫等の水際対策に関して、県等からの要請に応じ、帰国者の健康観察等に協力する。

イ 予防接種

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数等を医療体制が対応可能な範囲内に収めるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。

なお、新感染症については、発生した感染症によっては、ワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限り記載する。

① 特定接種

a. 特定接種とは

特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、国がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

b. 対象となり得る者

○「医療の提供の業務」又は、「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって、厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうち、これらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）

○新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員

○新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

※特定接種の対象となり得る者として、政府行動計画で整理された登録事業者、公務員のうち、本県に係るものは、別添「特定接種の対象となり得る業種・職務について」（別表1：P91～97※埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画より抜粋）による。

c. 特定接種の接種体制等

特定接種の対象となり得る者の範囲や総数、接種順位等の基本的な考え方は政府行動計画に示されているが、危機管理においては状況に応じた柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、更に、その際の社会状況等を総合的に政府対策本部において判断し、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位その他の関連事項が決定される。

市は、政府対策本部の決定に従い、新型インフルエンザ等対策を担う地方公務員について特定接種を実施する。そのため、新型インフルエンザ等対策の職務に該当する者を指定する等、発生時に速やかに特定接種を実施できるよう、あらかじめ接種対象者、接種順位等を定め、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図る。

② 住民接種

a. 種類

○臨時の予防接種

特措法において、緊急事態宣言が行われている場合については、ワクチンを緊急に、可能な限り多くの市民に接種するため、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行う。

○新臨時接種

一方、緊急事態宣言が行われていない場合においても、住民の大多数に免疫がないことから、季節性インフルエンザの感染者を大きく上回る感染者が発生し、医療をはじめ、社会経済に深刻な影響を与えるおそれがあるため、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行う。

【参考：政府行動計画における接種順位の基本的な考え方】

特定接種以外の対象者については、以下の4群に分類することを基本とする。

- (a) 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる群（基礎疾患を有する者及び妊婦）
- (b) 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）
- (c) 成人・若年者
- (d) 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

※接種順位については、新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方が考えられるが、緊急事態宣言がなされた場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する（特措法第46条2項）と、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方を併せた考え方もある。

b. 住民接種の接種体制

住民接種については、市町村を実施主体とする。接種方法、接種場所に関しては、関係機関と協議のうえ決定する。

③ 留意点

危機管理事態における「特定接種」と、「住民接種」の2つの予防接種全体の実施の在り方については、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、政府対策本部が、その際の医療提供・国民生活・国民経済の状況に応じ、総合的に判断し決定する。

(5) 医療

県においては、原則として2次医療圏単位を基本とし、保健所を中心に医療関係機関や市町村等の関係者からなる地域別対策会議を開催し、地域の実情に応じた医療体制の整備を推進する。

本市においては、県の要請に応じその対策等に適宜協力するが、緊急対応が必要な場合は関係機関と協議のうえ迅速に対策を行う。

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時においても、市民生活及び市民経済への影響が最小限とできるよう、市は県、医療機関、指定地方公共機関及び登録事業者等と連携し、特措法に基づき発生前から業務継続計画の策定や職員等への感染防止策の実施などの準備を行うことが重要である

一方、こうした場合、それ以外の不要不急の業務については、感染拡大を防ぎ、社会機能維持に関わる業務を維持する観点から、業務を縮小することも望まれる。

また、一般の事業者においても事前の準備を行うよう、必要に応じて、県、国等と連携して働きかける。

8 緊急事態宣言時の措置

※緊急事態宣言がされた場合の「県・市町村等の講じる措置」について、以下「埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画」より抜粋した。

国内で発生した新型インフルエンザ等の状況により、緊急事態措置を講じなければ、医療提供の限界を超えてしまい、国民の生命・健康を保護できず、社会混乱を招く恐れがあると判断した場合に、政府対策本部は、期間、区域を示して緊急事態宣言を行う。

具体的には、発生した新型インフルエンザ等で重症例（肺炎、多臓器不全、脳症など）の発生頻度が高い場合で、また、患者の感染経路が特定できない、又は確認された患者が多数の人に感染させる可能性のある行動をとっていたなど多数の患者が発生する蓋然性が見込まれる場合において、都道府県の区域を基に指定されることとなる。

県、市町村及び指定（地方）公共機関等は、緊急事態宣言がされたときは、国の基本的対処方針及び県行動計画に基づき、必要に応じ、以下の措置を講じる。

なお、近隣都県の発生状況等によっては、県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していなくても、対象区域に含まれる場合もある。

（1）実施体制

（1）－1 県の体制

政府対策本部が本県を対象区域として緊急事態宣言をし、基本的対処方針を変更したときは、県は、直ちに県対策本部の会議を開催し、全庁一体となった対策を推進する。また、必要に応じて対策推進会議を開催し、発生状況等の情報収集と、今後の対応方針について確認する。

必要に応じて、専門家会議を開催し、新型インフルエンザ等対策における課題を検討し、県対策本部に意見を提出する。

県保健所は、必要に応じて地域別対策会議を開催し、地域における新型インフルエンザ等対策について協議を行う。

（1）－2 職員の配備体制

県の職員の配備体制は、本部要綱に基づき、新型インフルエンザ等に対応することとしている全ての人員を配備する非常体制とし、必要な緊急事態措置を実施する。

（1）－3 市町村対策本部の設置

市町村は、緊急事態宣言がされたときは、特措法第34条に基づき市町村対策本部を直ちに設置する。

(1) - 4 他の地方公共団体による代行等

県又は市町村が新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行う。

(1) - 5 政府・県・市町村対策本部の総合調整

県対策本部は、政府対策本部及び市町村対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ新型インフルエンザ等対策を総合的に推進することとし、市町村対策本部長からの要請があった場合にはその要請の趣旨を尊重し、必要があれば速やかに所要の総合調整を行う。

また、状況によっては、県対策本部長から政府対策本部長に対して総合調整を行うよう要請する。

市町村対策本部は、政府対策本部、県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。また、必要に応じて県対策本部長に対して総合調整を行うよう要請する。

(2) サーベイランス・情報収集

緊急事態宣言時において行う特別な措置はない。

(3) 情報提供・共有

県は、本県を区域として緊急事態宣言がされたときは、必要に応じ、知事コメント等により県民に対する注意喚起・情報提供を行う。

また、県民等に対して、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、緊急事態宣言に伴う具体的な対策等を詳細に分かりやすく、速やかに情報提供する。

特に、緊急事態宣言に伴って県民一人ひとりがとるべき感染予防策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。

(4) 予防・まん延防止

県は、本県を区域として緊急事態宣言がされたときは、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、不要不急の外出の自粛等の要請及び施設の使用制限等の要請などの措置を講じる。

その期間及び区域は、基本的対処方針と同様の考え方で一体的に運用する。例えば、期間は、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえ、新型インフルエンザについては、1～2週間程度となることが想定される。

また、区域は、人の移動の実態（鉄道網、通勤・通学圏、商業圏域等）等の地域的な一体性を踏まえて、まん延防止に効果があると考えられる区域（市町村単位、県内のブロック単位）とすることが考えられる。

（４）－１ 外出自粛等の要請・施設の使用制限等の運用

県は、外出自粛等の要請・施設の使用制限等の運用に際して、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響を総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を柔軟に行う。

なお、公共交通機関については、特措法第45条の施設の使用制限の対象とはしていないが、適切な運送を図る観点から、当該感染症の症状のある者が乗車しないことや、マスク着用等咳エチケットの徹底、時差出勤や自転車等の活用、不要不急の利用の抑制の呼び掛けを行う。

（４）－２ 外出自粛等の要請

特措法第45条第1項に基づき、県民に対し、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。

ただし、医療機関への通院、食料の買い出し、職場への出勤など、生活の維持のために必要な外出は、自粛の要請の対象から除く。

（４）－３ 施設の使用制限等の要請等

① 対象となる施設

新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成25年政令第122号。以下「特措法施行令」という。）第11条に掲げる施設が、特措法第45条第2項に基づく使用制限の要請等の対象となる。

使用制限以外の感染防止措置の協力要請の対象となるものも含めると施設は3つに区分される。

(区分1施設) 感染のリスクが高い施設：学校、保育所、通所の福祉施設等

その地域の感染拡大の原因となる可能性が高いことを勘案し、積極的に特措法第45条第2項に基づく施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請等を行う。

(区分2施設) 社会生活を維持する上で必要な施設：病院、食料品売場、飲食店、銀行、工場、事務所等

使用制限の対象とはならず、消毒設備の設置などの特措法第24条第9項による協力の要請を行う。

(区分3施設) 営業の自由や県民生活への影響を考慮し、運用上柔軟に対応すべき施設：大学、劇場、運動・遊戯施設、集会場、展示場、百貨店等

特措法第24条第9項による協力の要請を行う。協力要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じている1,000㎡超の施設に対してのみ、限定的に特措法第45条第2項に基づく施設の使用制限等の要請等を行う。

② 措置の内容

県が、施設の管理者又は当該施設を使用して催物を開催する者に対して、特措法第45条第2項に基づき行う要請、及び正当な理由がないのに要請に応じないときに行う同条第3項に基づく指示の内容は次に掲げる措置とする。

なお、要請・指示を行ったときは、同条第4項に基づき、要請等が行われたことを知らないままに県民が来訪することのないように、その旨を公表する。

- 施設の使用の制限若しくは停止（特措法第45条）
- 催物の開催の制限若しくは停止（特措法第45条）
- 感染防止のための入場者の整理（特措法施行令第12条）
- 発熱等の症状のある者の入場の禁止（特措法施行令第12条）
- 手指の消毒設備の設置（特措法施行令第12条）
- 施設の消毒（特措法施行令第12条）
- マスクの着用など感染防止策の入場者への周知（特措法施行令第12条）
- その他厚生労働大臣が公示するもの（特措法施行令第12条）

(4) - 4 予防接種

市町村は、住民に対する予防接種については、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

なお、小康期においても、国及び県と連携し、流行の第二波に備え、前記の臨時の予防接種を進める。

(5) 医療

(5) - 1 医療、医薬品等の確保

医療機関並びに医薬品及び医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定地方公共機関等は、基本的対処方針及び業務計画で定めるところにより、必要に応じ、医療並びに医薬品及び医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。

(5) - 2 臨時の医療施設（県内感染拡大期）

県及び保健所設置市は、国と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療体制の確保、感染防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、臨時の医療施設を設置し、医療を提供する。臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを越えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。

なお、特措法第48条第2項の規定により、県は、必要があると認めるときは、臨時の医療施設の開設に係る事務の一部を市町村が行うこととする。その際は、事前に市町村と協議を行うことを基本とする。

(5) - 3 措置の縮小・中止（小康期）

県及び保健所設置市は、必要に応じ、県内感染拡大期に講じた措置を適宜縮小・中止する。

(6) 県民生活及び県民経済の安定の確保

(6) - 1 事業者の対応等

指定地方公共機関は、業務計画で定めるところにより、その業務を適切に実施するため、必要な措置を開始し、事業の継続を行う。

また、登録事業者は、医療の提供並びに県民生活及び県民経済の安定に寄与する業務の継続的な実施に向けた取組みを行い、特定接種の実施状況に応じ、事業の継続を行う。

その際、県は、国が必要に応じて行う、当該事業継続のための法令の弾力運用その他必要な対応策について、必要に応じ、周知する。

(6) - 2 電気及びガス並びに水の安定供給

電気事業者及びガス事業者である指定（地方）公共機関等は、それぞれその業務計画で定めるところにより、電気及びガスの供給支障の予防に必要な措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である県、市町村、指定地方公共機関等は、それぞれその行動計画又は業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(6) - 3 運送・通信・郵便の確保

運送事業者である指定地方公共機関等は、それぞれその業務計画で定めるところより、体制の確認、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置を講ずる。

電気通信事業者である指定（地方）公共機関等は、それぞれその業務計画で定めるところにより、感染対策の実施、災害対策用設備の運用等、新型インフルエンザ等緊急事態において通信を確保するために必要な措置を講ずる。

郵便事業を営む者及び一般信書便事業者である指定（地方）公共機関等は、それぞれの業務計画で定めるところにより、郵便及び信書便の送達の確保、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において郵便及び信書便を確保するために必要な措置を講ずる。

(6) - 4 サービス水準に係る県民への呼び掛け

県は、国と連携し、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、県民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼び掛ける。

(6) - 5 緊急物資の運送等

- ① 県は、緊急の必要がある場合には、運送事業者である指定地方公共機関等に対し、食料品等の緊急物資の運送を要請する。
- ② 県は、緊急の必要がある場合には、医薬品等販売業者である指定地方公共機関等に対し、医薬品又は医療機器の配送を要請する。
- ③ 県は、正当な理由がないにもかかわらず、指定地方公共機関等が上記の要請に応じないときは、必要に応じ、当該指定地方公共機関等に対して運送又は配送を指示する。

(6) - 6 物資の売渡しの要請等（県内発生早期・県内感染拡大期）

- ① 県は、県の対策の実施に必要な物資の確保に当たっては、あらかじめ所有者に対し物資の売渡しの要請の同意を得ることを基本とする。なお、新型インフルエンザ等緊急事態により当該物資等が使用不能となっている場合や当該物資が既に他の都道府県による収用の対象となっている場合などの正当な理由がないにもかかわらず、当該所有者等が応じないときは、必要に応じ、物資を収用する。
- ② 県は、特定物資の確保のため緊急の必要がある場合には、必要に応じ、事業者に対し特定物資の保管を命じる。

(6) - 7 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 県は、市町村とともに、県民生活及び県民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- ② 県は、市町村とともに、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、県民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、県民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

- ③ 県は、生活関連物資等の価格の高騰若しくは供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、適切な措置を講ずる。

(6) - 8 要援護者への生活支援（県内発生早期・県内感染拡大期）

県は、国の要請を受け、市町村に対し、在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行うよう要請する。

(6) - 9 犯罪の予防・取締り

県警察は、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。

(6) - 10 埋葬・火葬の特例等（県内感染拡大期）

- ① 県は、国の要請を受け、市町村に対し、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう、要請する。
- ② 県は、国の要請を受け、市町村に対し、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保するよう要請する。
- ③ 新型インフルエンザ等緊急事態において埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合、緊急の必要があると認めるときは、当該市町村長以外の市町村長による埋葬又は火葬の許可等の手続について特例を国が定めるため、県は、これを市町村へ周知する。
- ④ 県は、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。

(6) - 11 国が行う措置の周知（県内感染拡大期）

県は、国が行う新型インフルエンザ等の患者の権利利益の保全等、新型インフルエンザ等緊急事態に関する政府関係金融機関等の融資、金銭債務の支払猶予等、通貨及び金融の安定に関する措置を行ったときは、必要に応じ、その旨を周知する。

(6) - 1 2 業務の再開（小康期）

- ① 事業者に対し、各地域の感染動向を踏まえつつ、事業継続に不可欠な重要業務への重点化のために縮小・中止していた業務を再開しても差し支えない旨周知する。
- ② 指定地方公共機関及び登録事業者に対し、これまでの被害状況等の確認を要請するとともに、流行の第二波に備え、事業を継続していくことができるよう、必要な支援を行う。

(6) - 1 3 緊急事態措置の縮小・中止（小康期）

市町村、指定地方公共機関等とともに、国と連携し、県内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、緊急事態措置を縮小・中止する。

第2章 発生段階別の対応

未発生期（新型インフルエンザ等が発生していない状態）においては、平常時の対策として、感染症予防の啓発、情報収集等、発生時に備えた体制整備を行う。

新型インフルエンザ等が発生した場合、個々の対策の具体的な実施時期と段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、国が政府行動計画に基づき作成する「基本的対処方針」等を踏まえ、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

対策の実施や縮小・中止時期の判断については、県の対策の縮小・中止の判断等に基づき市対策本部で決定する。

1 未発生期

<p>●未発生期（国：未発生期、県：未発生期）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態 ・ 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生している、人から人への持続的な感染はみられていない状況
<p><目的></p> <p>新型インフルエンザ等発生に備えた体制の整備</p>
<p><対策の考え方></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 新型インフルエンザ等は、いつ発生するかわからないことから、平素から警戒を怠らず、市行動計画等を踏まえ、国、県等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施等、事前の準備を推進する。 2 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体で認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。 3 国、県等からの情報収集等により発生 of 早期確認に努める。

(1) 実施体制

対 策
<p>ア 市行動計画等の策定【総括班】</p> <p>特措法の規定に基づき、政府行動計画及び県行動計画等を踏まえ、発生前から新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画や業務継続計画等を策定し、必要に応じて見直す。</p>
<p>イ 体制の整備及び国、県との連携強化</p> <p>○久喜市新型インフルエンザ等対策本部班長会議作業部会の枠組み等により、発生時に備えた、各部署における班別行動マニュアル及び市の業務継続計画を作成する。</p> <p>【関係各課/総括班】</p> <p>○県、指定地方公共機関等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。【総括班】</p> <p>○市行動計画等の策定にあたり、必要に応じて県の支援を要請する。【総括班】</p> <p>○必要に応じて、警察、消防機関等との連携を進める。【生活維持班】</p>

(2) サーベイランス・情報収集

対	策
<p>ア 情報収集【総括班】</p> <p>国、県、WHO（世界保健機関）等から新型インフルエンザ等の対策に関する情報を収集する。</p>	
<p>イ 通常のサーベイランスへの協力【総括班/学校教育班/関係各課】</p> <p>国及び県が実施するサーベイランス・情報収集について、要請に応じ適宜協力する。</p>	
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"><p>参考：県の通常のサーベイランス</p><ul style="list-style-type: none">○県及び保健所設置市は、毎年冬季に流行する季節性インフルエンザについて、患者発生サーベイランスにより、指定届出機関（定点医療機関）における患者発生の動向を調査し、県内の流行状況について把握する（感染症発生動向調査）。○県及び保健所設置市（地方衛生研究所を有しない市は除く。）は、指定届出機関の中の一部の医療機関（病原体定点）からインフルエンザ患者の検体を採取し、衛生研究所で確認検査を行い、ウイルス株の性状（亜型や薬剤耐性等）を調査し、流行状況を把握する。○県及び保健所設置市は、指定届出機関のうち基幹定点医療機関において、インフルエンザによる入院患者及び死亡者の発生動向を調査し、重症化の状況を把握する。○県及び保健所設置市は、学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学校閉鎖等）を把握し、インフルエンザの感染拡大を早期に探知する。○県は、国と連携し、鳥類、豚が保有するインフルエンザウイルスの情報収集に努め、新型インフルエンザの出現の監視に活用するための国立感染症研究所における分析評価に協力する。</div>	

(3) 情報提供・共有

対 策
<p>ア 継続的な情報提供【総括班/医療・救護班】</p> <p>○新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種媒体を利用し、継続的に分かりやすい情報提供を行う。</p> <p>○季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの基本的な感染対策（マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい等）の普及を図る。</p> <p>イ 体制整備等</p> <p>○新型インフルエンザ等が発生した場合に、発生状況に応じた市民への情報提供の内容（対策の決定プロセスや対策の理由、個人情報保護と公益性に十分配慮した内容、対策の実施主体）、媒体（テレビや新聞等のマスメディア活用を基本とし、情報の受取手に応じ、利用可能な複数の媒体・機関を活用する）、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握する方策等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定しておく。【総括班/広報・情報収集班】</p> <p>○新型インフルエンザ等の発生状況等について、メディア等への一元的な情報提供や十分な説明を行うため、専任広報担当者を決めておく。【広報・情報収集班】</p> <p>○県や関係機関等とメールや電話を活用して、緊急に情報を提供できる体制を構築する。さらにインターネット等を活用した、リアルタイムかつ双方向の情報共有のあり方を検討する。【広報・情報収集班】</p> <p>○新型インフルエンザ等発生時に市民からの相談に応じるため、相談窓口を設置する準備を進める。【医療・救護班】</p> <p>○発生前から、情報収集・情報提供体制を整備し、国及び県が発信する情報を入手することに努める。また、関係部局間での情報共有体制を整備する。【総括班/広報・情報収集班】</p>

(4) 予防・まん延防止

対 策
<p>ア 個人における基本的な感染対策の普及【総括班】</p> <p>○市民に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避ける等の感染予防の知識の普及を図る。また、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぐこと等の基本的な感染対策について理解促進を図る。</p> <p>○新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出自粛要請の感染対策についての理解促進を図る。</p>
<p>イ 地域対策・職場対策の周知</p> <p>○新型インフルエンザ等発生時に実施される個人における対策のほか、職場における感染防止対策について周知を図るための準備を行う。【総務・動員班】</p> <p>○新型インフルエンザ等緊急事態における施設の使用制限の要請等の対策について周知を図るための準備を行う。【施設を所有する関係各課】</p>
<p>ウ 予防接種【医療・救護班】</p> <p>○ワクチンの生産等に関する情報の収集</p> <p>県や国等と連携して、プレパンデミックワクチン及びパンデミックワクチンの研究開発や生産備蓄等に関する情報を収集し、予防接種体制の構築に役立てる。</p> <p>○ワクチンの供給体制</p> <p>県は、医薬品等の販売業者である指定地方公共機関等の協力を得て、県内において、ワクチンを円滑に流通できる体制の構築に努める。市は県等と連携してこれらの情報を積極的に収集する。</p> <p>○基準に該当する事業者の登録</p> <p>国が作成した登録実施要領（特定接種に係る接種体制、事業継続に係る要件や登録手続き等を示すもの）に基づき国が進める登録事業者の登録に関し、県が協力する事業者の登録作業に市も協力する。</p>

○接種体制の構築

①特定接種の対象者となり得る職員に対し、集団的接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう接種体制を構築する。【総括班/人事課/医療・救護班】

②国が登録事業者に対して行う接種体制の構築要請に協力する。

③国及び県の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができる体制の構築を図る。

④円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、居住する市以外の市町村における接種を可能にするよう努める必要がある。

⑤国が示す接種体制の具体的なモデルを参考に、速やかに接種することができるよう、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努める。

(5) 医療

対 策

県では、医療に関して次のとおり対策を行う。市は県等からの要請に応じ、その対策等に適宜協力する。【総括班/医療・救護班】

参考：県の医療（一部抜粋）

ア 地域医療体制の整備

○県保健所及び保健所設置市は、地域別対策会議を開催し、密接に連携をとりながら地域の実情に応じた医療体制の整備について検討する。

○県及び保健所設置市は、専用外来を行う医療機関、感染症指定医療機関等について、設置の準備や入院患者の受入準備を進めるよう要請する。また、一般の医療機関においても、新型インフルエンザ等患者を診療する場合に備えて、個人防護具の準備などの感染対策等を進める。

参考：感染症指定医療機関の状況（平成25年12月末現在）

①第一種感染症指定医療機関：1箇所

②第二類感染症指定医療機関：10箇所

（うち、結核病床を有する医療機関：4箇所）

イ 県内感染拡大期に備えた医療の確保

○県及び保健所設置市は、全ての医療機関に対して医療機関の特性や規模に応じた診療継続計画の作成を要請し、国が作成するマニュアルを示すなどしてその作成の支援に努める。

○県及び保健所設置市は、地域の実情に応じ、指定地方公共機関である感染症指定医療機関等、公的医療機関等において優先的に入院患者を受け入れる体制の整備に努める。

○県は、保健所設置市の協力を得ながら、入院治療が必要な新型インフルエンザ等患者が増加した場合の医療機関における使用可能な病床数（定員超過入院を含む。）等を試算する。

○県は、入院治療が必要な新型インフルエンザ等の患者が増加し、医療機関の収容能力を超えた場合に備え、臨時の医療施設等で医療を提供することについて検討する。

○県及び保健所設置市は、地域の医療機能維持の観点から、がん医療や透析医療、産科医療等の常に必要とされる医療を継続するため、必要に応じて新型インフルエンザ等の初診患者の診療を原則として行わないこととする医療機関の設定を検討する。

○県は、その他、県内感染拡大期の医療提供について、県医師会及び公的病院協議会に対して協力を要請する。

○県及び保健所設置市は、社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討する。

○県は、県内感染拡大期においても救急機能を維持するための方策について検討を進める。また、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進めるよう各消防本部に対して、要請するとともに、必要な場合には支援を行う。

ウ 手引き等の策定、研修等

○県は、国が作成する新型インフルエンザ等の診断、トリアージを含む治療方針、院内感染対策、患者の移送等に関する手引き等を医療機関に周知する。

○県及び保健所設置市は、国と連携し、相互に医療従事者等に対し、国内発生を想定した研修や訓練を行う。

エ 医療資器材の整備

県及び保健所設置市は、医療資器材（個人防護具等）の備蓄・整備を進める。

オ 検査体制の整備

カ 医療機関等への情報提供体制の整備

県は、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供するための体制を整備する。

キ 抗インフルエンザウイルス薬の安定供給体制の確保

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

	対	策
ア 物資供給の確保等【生活維持班】		
		<p>市は、県や国と連携し、発生時における医薬品や食料品等の緊急物資の流通や運送の確保等の体制整備を確認する。</p>
イ 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援【被災者救援班/生活維持班】		
		<p>市は、県及び国と連携して、市（県）内感染期における高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援、搬送、死亡時の対応等について、要援護者の把握とともにその具体的手続きを決めておく。</p>
ウ 火葬能力等の把握【環境班/建設部】		
		<p>市は、県等と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。</p>
エ 物資及び資材の備蓄等【総括班/生活維持班/財政班/関係各課】		
		<p>市は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄し、または施設及び設備の整備等を行う。</p>
		<p>この場合、特措法第11条の規定により、災害対策用に備蓄する物資及び資材は、兼ねることができるものとする。</p>

2 海外発生期

<p>●海外発生期（国：海外発生期、県：海外発生期）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態 ・国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態 ・海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況
<p><目的></p> <p>市（県）内発生に備えた体制の整備</p>
<p><対策の考え方></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。 2 対策の判断に役立つため、国、県等を通じて、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。 3 県等と連携して、海外での発生状況について注意喚起するとともに、市（県）内発生に備え、市（県）内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、医療機関、事業者、市民に準備を促す。 4 市民生活及び市民経済の安定のための準備、予防接種の準備等、市（県）内発生に備えた体制整備を急ぐ。

（1） 実施体制

対 策
<p>ア 実施体制の強化等【総括班/生活維持班】</p> <p>○海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合には、速やかに久喜市新型インフルエンザ等対策本部班長会議を開催し、情報の集約・共有・分析を行う。</p> <p>○海外で新型インフルエンザ等が発生し、政府対策本部や県対策本部を設置した場合には、市長を本部長とする対策本部を設置し、国が決定した基本的対処方針を確認し、市行動計画等に基づく、事前準備をする。</p>

イ 職員の配備体制【総括班/関係各課】

市の職員の配備体制は、対策本部組織図（P18）に基づき、各部において、情報収集等必要な業務を行うため最小限の人員を配備する。また、中心となって対策を行う班は、事前の準備を周到に行う。

（２） サーベイランス・情報収集

対 策

市は、海外での新型インフルエンザ等の発生状況について、国際機関（WHO等）、厚生労働省、国立感染症研究所及び県から、インターネット等を活用し情報収集する。また、国及び県が実施するサーベイランスの情報収集について、要請に応じ適宜協力する。【総括班/学校教育班/産業班/医療・救護班】

参考：県のサーベイランス・情報収集

ア 情報収集

県は、海外での新型インフルエンザ等の発生状況、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性・安全性等について、国等を通じて必要な情報を収集する。

イ サーベイランスの強化等

- 県及び保健所設置市は、引き続き、インフルエンザに関する通常のサーベイランスを実施する。
- 県及び保健所設置市は、感染拡大を早期に探知するため、学校等におけるインフルエンザの集団発生の把握を強化する。
- 県及び保健所設置市は、引き続き国と連携し、鳥類、豚が保有するインフルエンザウイルスの情報収集に努め、新型インフルエンザの出現の監視に活用するための国立感染症研究所における分析評価に協力する。
- 県及び保健所設置市（地方衛生研究所を有しない市は除く）は、ウイルス株の情報に基づき国が確立したPCR検査の情報を踏まえ、衛生研究所において、PCR検査を実施するための体制を速やかに整備する。

(3) 情報提供・共有

対 策
<p>ア 情報提供【総括班/医療・救護班/広報・情報収集班/関係各課】</p> <p>○県等と連携して、市民に対して、海外での発生状況、現在の対策、市（県）内発生した場合に必要な対策等について、テレビ、新聞等のマスメディアの活用を基本としつつ、関係機関のウェブサイト等の複数の媒体・機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。</p> <p>○市対策本部における広報・情報収集班を設置し、情報の集約・整理・一元的な発信・各対象への窓口業務の一本化を実施する。</p> <p>○対策の実施主体となる関係部局が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、必要に応じて市対策本部において調整する。マスメディア等への一元的な情報提供や十分な説明を行うため、専任広報担当者を決めておく。</p>
<p>イ 情報共有等【総括班/医療・救護班/広報・情報収集班/関係各課】</p> <p>市は、県が設置するインターネット等を活用した情報共有を行う問合せ窓口を活用し、メール等による、対策の理由やプロセス等の共有を行うとともに、国及び県が発信する情報を入手し、住民への情報提供に努める。</p>
<p>ウ 相談窓口の設置【医療・救護班/市民ボランティア班/調査班】</p> <p>県等からの要請に応じ、国が作成したQ & A等を活用し、市民からの一般的な問合せに対応できる相談窓口を設置し、適切な情報提供に努める。また、今後、市（県）内で発生する場合に備えて、疾患に関する相談のみならず、生活相談等広範囲な内容にも対応できる体制について検討する。</p>

(4) 予防・まん延防止

対 策
<p>ア 感染症危険情報の発出等【総括班/医療・救護班/関係各課】</p> <p>市は、国から発出される感染症危険情報や渡航延期の勧告等について、市民に情報提供する。</p>
<p>イ 水際対策【医療・救護班】</p> <p>市は、県等からの要請に応じ、その取組み等に適宜協力する。</p>

参考：県の水際対策

○県は、国が行う水際対策（発生疑いの場合の対策開始、検疫の強化、外国人の入国制限、停留施設の使用及び航空機等の運航の制限の要請）について、情報提供する。

○県は、国・検疫所と連携を強化し、質問票等により得られた情報の提供を受ける等により、発生国、感染地域からの入国者に対する健康監視等を行う。

ウ 予防接種

市は、ワクチンの種類、有効性、安全性、接種対象者や接種順位、接種体制等の具体的な情報について積極的に情報収集を行う。

① 特定接種【総括班/人事課/医療・救護班】

市は、接種の実施や具体的な運用等に関する国の決定について、県等から情報収集を行い、市職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。

② 住民接種【医療・救護班】

市は、国及び県と連携して、特措法第46条に基づく住民に対する予防接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の接種体制の準備を行う。また、国の要請により、全住民が速やかに接種できるよう集団的な接種を行う事を基本として、事前に定めた接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築の準備を進める。

(5) 医療

対 策

市は県等と連携して情報を収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組み等に適宜協力する。【総括班/医療・救護班】

参考：県の医療**ア 新型インフルエンザ等の症例定義**

○県及び保健所設置市は、医療機関等に対して、国が定めた症例定義を周知し、新型インフルエンザ等の患者又は疑い患者と判断した場合には、直ちに保健所へ届出を行うとともに、検体を採取するよう要請する。

イ 医療体制の整備

○県は、保健所設置市と連携して、感染症指定医療機関等に対して、外来・入院医療体制の確保について要請するとともに、必要な場合には、各医療機関において、受入可能な外来・入院患者数等を把握する。

○県及び保健所設置市は、発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者について、新型インフルエンザ等になり患する危険性がそれ以外の患者と大きく異なると考えられる間は、あらかじめ協力を依頼した医療機関に対し、専用外来を設置するよう要請する。

○県及び保健所設置市は、専用外来を有しない医療機関を新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性もあるため、地域医師会等の協力を得て、院内感染対策を講じた上で、診療体制を整備する。

○県及び保健所設置市は、専用外来を有する医療機関等に対し、症例定義を踏まえ、新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断された場合には、直ちに保健所に連絡するよう要請する。

○県及び保健所設置市（地方衛生研究所を有しない市は除く。）は、新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者から採取した検体について、衛生研究所で亜型等の同定を行い、国立感染症研究所は、それを確認する。

ウ 帰国者・接触者相談センターの設置

県及び保健所設置市は帰国者・接触者相談センターを設置し、発生国からの帰国者であって発熱・呼吸器症状等を有するものは、帰国者・接触者相談センター等を通じて専用外来を受診するよう周知する。

エ 陰圧テントの貸出

県は、専用外来の求めに応じて、県が備蓄する陰圧テントを貸出する。

オ 検査体制の整備

県及び保健所設置市（地方衛生研究所を有しない市は除く。）は、病原体の情報に基づき、衛生研究所において新型インフルエンザ等に対するPCR等の検査体制を確立し、新型インフルエンザ等が疑われる患者から採取した検体の亜型の検査を行う。

カ 医療機関等への情報提供

県は、国から得た新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。特に、重症者に関する情報を重点的に提供する。

キ 抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄・使用

○県は、県が備蓄する抗インフルエンザウイルス薬や個人防護具の備蓄量を把握する。

○県は、医療機関に対し、備蓄した抗インフルエンザウイルス薬を活用して、患者の同居者、医療従事者又は救急隊員等搬送従事者等に、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう要請する。

○県は、抗インフルエンザウイルス薬や迅速キット等の流通状況を調査するとともに、関係機関に対して、適正流通を指導する。

ク 病原性が低い場合の措置

病原性に基づく医療の対策の選択の目安については、別表2「病原性による医療の対策の選択について（概要）」（P98：埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画より抜粋）を参照する。

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

対 策
<p>ア 火葬能力等の把握【環境班/建設部】</p> <p>○ 県等からの要請を受けて、火葬場の火葬能力について最新の情報を収集する。【環境班】</p> <p>○ 環境班と連携し、火葬能力の限界を超えた場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。【建設部】</p> <p>イ 物資及び資材の備蓄等【総括班/生活維持班/財政班/関係各課】</p> <p>市は、引き続き、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄し、または施設及び設備の整備等を行う。</p>

3 国内発生期

<p>● 国内発生期（国：国内発生早期・国内感染期、県：国内発生期）</p> <p>・ 本県以外の国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等が発生した状態</p>
<p><目的></p> <p>市内発生に備えた体制整備の強化</p>
<p><対策の考え方></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国内での発生状況について、注意喚起するとともに、市（県）内発生に備え、医療体制、感染拡大防止策、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、県等と連携して、医療機関、事業者、市民に対して、積極的な情報提供を行う。 2 市民生活及び市民経済の安定のための準備、予防接種の準備等、市（県）内発生に備えた体制整備を急ぐ。 3 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。 4 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

（1） 実施体制

対 策
<p>ア 実施体制の強化等【総括班/医療・救護班/生活維持班】</p> <p>○国内において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合には、速やかに久喜市新型インフルエンザ等対策本部班長会議を開催し、情報の集約、共有、分析を行う。</p> <p>○国が決定した基本的対処方針を踏まえ、必要に応じ対策本部会議又は対策本部班長会議を開催し、市（県）内発生早期の対策を確認する。</p>
<p>イ 職員の配備体制【総括班/総務・動員班】</p> <p>市の職員の配備体制は、対策本部組織図に基づき、各部において、情報収集等必要な業務を行うため最小限の人員を配備する。また、中心となって対策を行う班だけでなく、協力・支援する班についても、連携方法等について十分確認し、市（県）内発生や緊急事態宣言に備えた必要な対策等を行う。</p>

参考【県が緊急事態宣言された場合の措置】**緊急事態宣言時の体制**

○県は、政府対策本部が本県を区域として緊急事態宣言をし、基本的対処方針を変更したことを公示したときは、直ちに県対策本部の会議を開催し、基本的対処方針に基づき県の対策等を決定し、全庁一体となった対策を推進する。

○県は、必要に応じて、対策推進会議を開催し、発生状況等の情報収集と、今後の対応方針について確認する。

○県は必要に応じて、専門家会議を開催し、新型インフルエンザ等対策における課題を検討し、県対策本部に意見を提出する。

○県保健所は、必要に応じて地域対策会議を開催し、地域における新型インフルエンザ等対策について協議を行う。

職員の配備体制

県の職員の配置基準は、新型インフルエンザ等に対応することとしている全ての人員を配備する非常体制とし、必要な緊急事態措置を実施する。

市町村対策本部の設置

市町村は、緊急事態宣言がされたときは、特措法第34条に基づき市町村対策本部を直ちに設置する。

(2) サーベイランス・情報収集

対 策
<p>市は、国際機関（WHO等）、厚生労働省、国立感染症研究所及び県から、インターネット等を活用し情報収集を行う。また、国及び県が実施するサーベイランスの情報収集について、要請に応じ適宜協力する。【総括班/関係各課】</p>
<p>参考：県のサーベイランス・情報収集</p> <p>ア 情報収集</p> <p>県は、海外での新型インフルエンザ等の発生状況、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性・安全性等について、国等を通じて必要な情報を収集する。</p> <p>イ サーベイランス</p> <p>○県及び保健所設置市は、引き続き、新型インフルエンザ等患者等の全数把握、学校等での集団発生の把握の強化を実施し、県内での新型インフルエンザ等発生の早期把握に努める。</p> <p>○県及び保健所設置市は、医療機関等に対して症状や治療等に関する有用な情報を迅速に提供するため、新型インフルエンザ等患者の臨床情報を収集する。</p> <p>○県及び保健所設置市は、国が把握した国内の発生状況に関する情報提供を受け、国と連携し必要な対策を実施する。</p>

(3) 情報提供・共有

対 策
<p>ア 情報提供【総括班/医療・救護班/広報・情報収集班/関係各課】</p> <p>○市は、県等と連携して、市民に対して、国内での発生状況、現在の対策、対策の理由、対策の実施主体、県内発生した場合に必要な対策等について、テレビ、新聞等のマスメディアの活用を基本としつつ、関係機関のウェブサイト等の複数の媒体、機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。</p>

○市は、県等と連携して、個人がとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には、誰もが感染する可能性があることを伝える。また、個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。

○市は、市民から相談窓口等に寄せられる問合せ、県や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、地域における市民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する。

○市は、対策本部における広報・情報収集班を中心に、情報の集約・整理・一元的な発信・各対象への窓口業務の一本化を実施する。

○市は、対策の実施主体となる、関係部局が、情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、必要に応じて、対策本部において調整する。

イ 情報共有【総括班/医療・救護班/広報・情報収集班/関係各課】

市は、国、県や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う。

ウ 相談窓口の体制充実・強化【医療・救護班/市民ボランティア班/調査班】

○市は、県等からの要請に応じ、市民からの相談の増加に備え、相談窓口の体制を充実・強化する。

○市は、国からQ & Aの改訂版が発出された場合は、速やかに相談に活用する。

参考【県が緊急事態宣言された場合の措置】

県は、本県を区域として、緊急事態宣言がされたときは、必要に応じ、知事コメント等により、県民に対する注意喚起・情報提供を行う。

(4) 予防・まん延防止

対 策
<p>ア 県等との連携による市民・事業所等への要請【関係各課】</p> <p>○市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染症対策等を勧奨する。</p> <p>○事業者に対し、職場における感染予防策の徹底を要請するとともに、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。</p>

○ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて県が示す、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安により、学校保健安全法に基づく臨時休業(学級閉鎖・学年閉鎖・休校)を適切に行うよう学校等の設置者に要請する。

○公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。

○病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう要請する。

イ 水際対策【医療・救護班】

市は、引き続き、県等からの要請に応じ、その取組み等に適宜協力する。(国では、国内状況等を踏まえ、合理性が認められなくなった場合には、措置を縮小することとしている。)

ウ 予防接種

① 特定接種

国の基本的対処方針を踏まえ、市職員の対象者に対して、集団的な接種を行う事を基本に、本人の同意を得て、特定接種を行う。【総括班/人事課/医療・救護班】

② 住民接種

○市は、接種の順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえた接種順位等に関する国の決定内容を県より確認し、住民接種に関する情報提供を開始する。【広報・情報収集班】

○市は、接種の実施にあたり、国及び県と連携して、公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保する。ワクチンの供給が可能になり次第、原則として市内に居住する者を対象に集団接種を行う。【医療・救護班】

参考【県が緊急事態宣言された場合の措置】

本県を区域として緊急事態宣言がされているときは、基本的対処方針に基づき、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

①知事は、新型インフルエンザ等緊急事態においては、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の措置を講じる。

○特措法第45条第1項に基づき、県民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。対象となる区域については、人の移動の実態（鉄道網、通勤・通学圏、商業圏域等）等の地域的な一体性を踏まえて、まん延防止に効果があると考えられる区域（市町村単位、県内のブロック単位）とすることが考えられる。

ただし、医療機関への通院、食料の買出し、職場への出勤など、生活の維持のために必要な外出は、自粛の要請の対象から除く。

○特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、期間を定めて施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。

要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。

特措法第45条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

○特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う。特措法第24条第9項の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第45条第2項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。

特措法第45条に基づき要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

②県は、公共交通機関については、特措法第45条の施設制限対象とはしていないが、適切な運送を図る観点から、当該感染症の症状のある者が乗車しないことやマスク着用等咳エチケットの徹底、時差出勤や自転車等の活用、不要不急の利用の抑制の呼び掛けを行う。

③市町村は、住民に対する予防接種については、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。（国内を区域として緊急事態宣言がされた場合も含む）

(5) 医療

対 策
<p>市は県等と連携して情報を収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組み等に適宜協力する。【医療・救護班/生活維持班】</p>
<p>参考：県の医療</p> <p>ア 医療体制の整備</p> <p>県及び保健所設置市は、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であつて、発熱・呼吸器症状等を有する者に係る、専用外来における診療体制や、帰国者・接触者相談センターにおける相談体制を、海外発生期に引き続き継続する。</p> <p>イ 陰圧テントの貸出</p> <p>県は、引き続き、専用外来の求めに応じて、県が備蓄する陰圧テントを貸出する。</p> <p>ウ 患者への対応等</p> <p>○県及び保健所設置市（地方衛生研究所を有しない市は除く。）は、国と連携し、必要と判断した場合に、衛生研究所において新型インフルエンザ等のPCR検査等の確定検査を行う。</p> <p>○県及び保健所設置市は、国と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であつて十分な防御なく曝露した者には、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等に移送する。</p> <p>エ 医療機関等への情報提供</p> <p>県は、引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。特に、重症者に関する情報を重点的に提供する。</p> <p>オ 抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄・使用</p> <p>○県は、引き続き、抗インフルエンザウイルス薬や迅速検査キット等の流通状況を調査するとともに、関係機関に対して適正流通を指導する。</p> <p>○県は、県内発生早期、県内感染拡大期に備え、引き続き医療機関に対し、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請する。</p>

カ 医療機関・薬局における警戒活動

県警察は、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行う。

キ 病原性が低い場合の措置

病原性に基づく対策の選択の目安については、「別表2 病原性による医療の対策の選択について（概要）」（P98：埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画より抜粋）を参照する。

参考【県が緊急事態宣言された場合の措置】

県は、本県を区域として緊急事態宣言がされているときは、基本的対処方針に基づき、上記の対策に加え、必要に応じ、医療機関並びに医薬品及び医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定地方公共機関等は、業務計画で定めるところにより、医療並びに医薬品及び医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。

（6） 市民生活及び市民経済の安定の確保

対 策

ア 火葬能力等の把握【環境班/建設部】

○県等からの要請を受けて、火葬場の火葬能力について最新の情報を収集する。【環境班】

○環境班と連携し、火葬能力の限界を超えた場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。【建設部】

イ 市民・事業者への呼び掛け【広報・情報収集班/生活維持班/産業班】

市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかける。さらに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないように要請する。

参考【県が緊急事態宣言された場合の措置】

県は、本県を区域として緊急事態宣言がされているときは、基本的対処方針に基づき、上記の対策に加え、必要に応じ、次の対策を行う。

ア 事業者の対応等

指定地方公共機関等は、業務計画で定めるところにより、その業務を適切に実施するため、必要な措置を開始する。登録事業者は、医療の提供並びに県民生活及び県民経済の安定に寄与する業務の継続的な実施に向けた取組みを行う。その際、国が必要に応じて行う、当該事業継続のための法令の弾力運用その他必要な対応策について、必要に応じ、周知する。

イ 電気及びガス並びに水の安定供給

電気事業者及びガス事業者である指定（地方）公共機関等は、それぞれその業務計画で定めるところにより、電気及びガスの供給支障の予防に必要な措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である県、市町村、指定（地方）公共機関等は、それぞれその行動計画又は業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

ウ 運送・通信・郵便の確保

運送事業者である指定（地方）公共機関等は、それぞれその業務計画で定めるところにより、体制の確認、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置を講ずる。

電気通信事業者である指定（地方）公共機関等は、それぞれその業務計画で定めるところにより、感染対策の実施、災害対策用設備の運用等、新型インフルエンザ等緊急事態において通信を確保するために必要な措置を講ずる。

郵便事業を営む者及び一般信書便事業者である指定（地方）公共機関等は、それぞれその業務計画で定めるところにより、郵便及び信書便の送達の確保、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において郵便及び信書便を確保するために必要な措置を講ずる。

エ サービス水準に係る県民への呼び掛け

県は、国と連携し、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、県民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼び掛ける。

オ 緊急物資の運送等

○県は、緊急の必要がある場合には、運送事業者である指定地方公共機関等に対し、食料品等の緊急物資の運送を要請する。

○県は、緊急の必要がある場合には、医薬品等販売業者である指定地方公共機関等に対し、医薬品又は医療機器の配送を要請する。

○県は、正当な理由がないにもかかわらず、上記の要請に応じないときは、必要に応じ、指定地方公共機関等に対して運送又は配送を指示する。

カ 生活関連物資等の価格の安定等

県は、市町村とともに、県民生活及び県民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、県民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

キ 犯罪の予防・取締り

県警察は、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。

4 市(県)内発生早期

<p>● 市(県)内発生早期(国：国内発生早期・国内感染期、県：県内発生早期)</p> <p>・市(県)内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で確認できる状態。</p>
<p><目的></p> <ul style="list-style-type: none"> ・できる限りの市(県)内での感染拡大の抑制 ・患者への適切な医療の提供 ・感染拡大に備えた体制の整備
<p><対策の考え方></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 感染拡大を止めることは困難であるが、県内発生の早期には積極的な感染拡大防止策を講じる。 2 医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、市民一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。 3 感染拡大期への移行に備えて、医療・相談体制の確保、市民生活及び市民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。 4 住民接種を早期に開始できるように準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。 5 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

(1) 実施体制

対 策
<p>ア 実施体制の強化等【総括班/生活維持班】</p> <p>市(県)内において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合には、速やかに久喜市新型インフルエンザ等対策本部会議を開催し、市(県)内情報の集約、共有、分析を行い、国が決定した基本的対処方針を踏まえ、市(県)内発生早期の対策を確認する。必要に応じ対策本部班長会議を開催する。</p>
<p>イ 職員の配備体制【総括班/総務動員班】</p> <p>市内発生の場合の市職員の配備体制は、対策本部組織図に基づき、新型インフルエンザ等に対応することとしている必要な人員を配備し、必要な緊急事態措置を実施する。</p>

参考【県が緊急事態宣言された場合の措置】

緊急事態宣言がされているときは、基本的対処方針に基づき、前頁の対策に加え、必要に応じ以下の対策を行う。

①市町村は、緊急事態宣言がされたときは、特措法第34条に基づき市町村対策本部を直ちに設置する。

②県又は市町村が新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行う。

③県対策本部は、政府対策本部及び市町村対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ新型インフルエンザ等対策を総合的に推進することとし、市町村対策本部長からの要請があった場合にはその要請の趣旨を尊重し、必要があれば速やかに所要の総合調整を行う。

また、状況によっては、県対策本部長から政府対策本部長に対して総合調整を行うよう要請する。

④市町村対策本部は、政府対策本部、県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。また、必要に応じて県対策本部長に対して総合調整を行うよう要請する。

(2) サーベイランス・情報収集

対 策
<p>市は、引き続き、国際機関（WHO等）、厚生労働省、国立感染症研究所及び県から、情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からのサーベイランスへの協力要請に応じる。【総括班/関係各課】</p>
<p>参考：県のサーベイランス・情報収集</p> <p>ア 情報収集</p> <p>県は、海外での新型インフルエンザ等の発生状況、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性・安全性等について、国等を通じて必要な情報を収集する。</p>

イ サーベイランス

- ① 県及び保健所設置市は、引き続き新型インフルエンザ等患者等の全数把握、学校等での集団発生の把握の強化を実施し、県内での新型インフルエンザ等の発生状況を迅速に把握する。
- ② 県及び保健所設置市は、医療機関等に対して症状や治療等に関する有用な情報を迅速に提供する等のため、新型インフルエンザ等患者の臨床情報を収集する。
- ③ 県及び保健所設置市は、国が把握した国内の発生状況に関する情報提供を受け、国と連携し、必要な対策を実施する。

(3) 情報提供・共有

対 策

ア 情報提供【総括班/医療・救護班/広報・情報収集班/関係各課】

- 市は、県等と連携して、利用可能なあらゆる媒体や機関を活用し、市民に対して国内・県内・市内での発生状況、現在の具体的な対策、対策の決定、対策の理由、対策の実施主体等について、詳細に分かりやすく、できる限り速やかに情報提供する。
- 市は、県等と連携して、個人がとるべき行動を理解しやすいよう、県の流行状況に応じた医療提供体制を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。
- 市は、市民から相談窓口等に寄せられる問合せ、関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、地域における市民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する。
- 市は、対策本部における広報・情報収集班を中心に、情報の集約・整理・一元的な発信を実施する。
- 市は、対策の実施主体となる、関係部局が、情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、必要に応じて、対策本部において調整する。

イ 情報共有【総括班/医療・救護班/広報・情報収集班/関係各課】

- 市は、国、県や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う。

ウ 相談窓口の体制充実・強化【医療・救護班/市民ボランティア班/調査班】

○市は、県等からの要請に応じ、市民からの相談の増加に備え、相談窓口体制を充実、強化する。

○市は、国からQ & Aの改訂版が発出された場合は、速やかに相談に活用する。

(4) 予防・まん延防止

対 策
<p>ア 市内での予防・まん延防止【総括班/医療・救護班/関係各課】</p> <p>市は、県が市民・事業者等に対して行う次の要請に協力する。</p> <p>○市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。</p> <p>○事業者に対し、職場における感染予防策の徹底を要請するとともに、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。</p> <p>○ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施の目安により、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校等の設置者に要請する。</p> <p>○公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防を講ずるよう要請する。</p> <p>○病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう引き続き要請する。</p> <p>イ 予防接種</p> <p>○市は、国内発生期の対策を継続し、国の基本的対処方針を踏まえ、市職員の対象者に対して、集団的な接種を行う事を基本に、本人の同意を得て、特定接種を行う。</p> <p>【総括班/人事課/医療・救護班】</p> <p>○接種の順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえた接種順位等に関する国の決定内容を県より確認し、住民接種に関する情報提供を開始する。【広報・情報収集班】</p> <p>○市は、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。【医療・救護班】</p>

参考【県が緊急事態宣言された場合の措置】

本県を区域として緊急事態宣言がされているときは、基本的対処方針に基づき、前頁の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

- ①国内発生期において、緊急事態宣言がされている場合に講じることとされている措置
- ②市町村は、住民に対する予防接種について、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種の実施（国内を区域として緊急事態宣言がされた場合も含む）

(5) 医療

対 策

市は県等と連携して情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組み等に適宜協力する。【医療・救護班/被災者救援班/生活維持班】

参考：県の医療

ア 医療体制の整備

① 県及び保健所設置市は、引き続き、専用外来における診療、患者の入院措置等、及び帰国者・接触者相談センターにおける相談体制を実施する。

② 県及び保健所設置市は、県内感染拡大期に至らない段階であっても、以下の場合等、専用外来の意義が低下した場合には、県及び保健所設置市の判断により、専用外来を指定しての診療体制から、一般の医療機関（新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除く。）で診療する体制に切り替えるとともに、感染症に基づく入院措置を中止する。

a. 専用外来以外の一般外来から、新型インフルエンザ等患者の発生数が増加し、専用外来での診療と一般の医療機関での診療を分離する意義が低下した場合

b. 専用外来の受診者数の著しい増加により対応困難となった場合

c. 隣接する都県で患者が多数発生するなど、国内の流行状況を踏まえると、専用外来を指定しての診療体制を継続して実施する意義が低下した場合

d. 国から要請があった場合

※なお、病原性が低いと判明する等により、専用外来の実施の必要性がなくなった場合には、国の判断を受け、新型インフルエンザ等専用外来及び帰国者・接触者相談センターを中止する。

イ 陰圧テントの貸出

県は、引き続き、専用外来の求めに応じて、県が備蓄する陰圧テントを貸出する。

ウ 患者への対応等

①県及び保健所設置市は、国と連携し、新型インフルエンザ等と診断された者に対しては原則として、感染症法に基づき、感染症指定医療機関に移送し、入院措置を行う。

この措置は、病原性が高い場合に行うこととするが、発生当初は病原性に関する情報が限られていることが想定されることから、病原性が低いことが判明しない限り実施する。

また、前述のように患者数が増加した段階では、入院治療は重症者に限定する。

②県及び保健所設置市（地方衛生研究所を有しない市は除く。）は、国と連携し、必要と判断した場合に、衛生研究所において新型インフルエンザ等のPCR検査等の確定検査等を行う。

全ての新型インフルエンザ等患者のPCR検査等による確定診断は、患者数が極めて少ない段階で実施するものとし、患者数が増加した段階、及び病原性が低いと判明した場合は、重症者等に限定する。

③県は、国及び保健所設置市と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく曝露した者には、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等に移送する。

エ 医療機関等への情報提供

県は、引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。特に、重症者に関する情報を重点的に提供する。

オ 抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄・使用

県は、引き続き、抗インフルエンザウイルス薬等の流通状況を調査するとともに、関係機関に対して適正流通を指導する。

カ 在宅で療養する患者への支援

市は、国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する新型インフルエンザ等患者への支援や自宅で死亡した患者の対応に係る準備を行う。

キ 医療機関・薬局における警戒活動

県警察は、引き続き、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行う。

ク 病原性が低い場合の措置

病原性に基づく対策の選択の目安については、別表2「病原性による医療の対策の選択について（概要）」（P98：埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画より抜粋）を参照する。

参考【県が緊急事態宣言された場合の措置】

県は、本県を区域として緊急事態宣言がされているときは、基本的対処方針に基づき、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

○医療機関、並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定地方公共機関等は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

対 策
<p>ア 遺体の火葬・安置体制の強化【建設部】</p> <p>市は、火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、遺体を一時的に安置するため、流行が予想される時期の季節も勘案しながら、臨時的遺体安置所を確保する。併せて遺体の保存作業に必要な人員等を確保する。</p>
<p>イ 市民・事業者への呼び掛け【総括班/広報・情報収集班】</p> <p>市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないように要請する。</p>
<p>参考【県が緊急事態宣言された場合の措置】</p> <p>本県を区域として緊急事態宣言がされているときは、基本的対処方針に基づき、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。</p> <p>ア 業務の継続等</p> <p>指定地方公共機関及び特定接種の実施状況に応じ、登録事業者は事業の継続を行う。その際、県は、国が必要に応じて行う、当該事業継続のための法令の弾力運用その他必要な対応策について、必要に応じ、周知する。</p> <p>イ 電気、ガス及び水の安定供給</p> <p>国内発生期の記載を参照</p> <p>ウ 運送、通信及び郵便の確保</p> <p>国内発生期の記載を参照</p> <p>エ サービス水準に係る県民への呼び掛け</p> <p>県は、国と連携し、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握に努め、県民に対して、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼び掛ける。</p> <p>オ 緊急物資の運送等</p> <p>国内発生期の記載を参照</p>

カ 物資の売渡しの要請等

①県は、県の対策の実施に必要な物資の確保に当たっては、あらかじめ所有者に対し物資の売渡しの要請の同意を得ることを基本とする。なお、新型インフルエンザ等緊急事態により当該物資等が使用不能となっている場合や当該物資が既に他の都道府県による収用の対象となっている場合などの正当な理由がないにもかかわらず、当該所有者等が応じないときは、必要に応じ、物資を収用する。

②県は、特定物資の確保のため緊急の必要がある場合には、必要に応じ、事業者に対し特定物資の保管を命じる。

キ 生活関連物資等の価格の安定等

①県は、市町村とともに、県民生活及び県民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

②県は、市町村とともに、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、県民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、県民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

③県は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、または生ずるおそれがあるときは、物価関係法令の規定に基づき適切な措置を講ずる。

ク 要援護者への生活支援

県は、国の要請を受け、市町村に対し、在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援、搬送、死亡時の対応等を行うよう要請する。

ケ 犯罪の予防・取締り

国内発生期の記載を参照。

5 市(県)内感染拡大期

<p>● 市(県)内感染拡大期(国：国内感染期、県：県内感染拡大期)</p> <p>市(県)内において、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で確認できなくなった状態(感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む)</p>
<p><目的></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療体制の維持 ・ できる限りの健康被害の抑制 ・ できる限りの市民生活・市民経済への影響の抑制
<p><対策の考え方></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 感染拡大を止めることは困難であり、早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。 2 市(県)内での発生の状況に応じ、実施すべき対策の判断を行う。 3 医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、市民一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。 4 医療・相談体制の確保、市民生活及び市民経済の安定の確保のため社会活動をできる限り継続する。 5 住民接種を継続する。 6 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

(1) 実施体制

対 策
<p>ア 市(県)内感染移行期の判断【総括班/医療・救護班/生活維持班】</p> <p>市対策本部は、国や県の基本的対処方針の変更にに基づき、市(県)内感染拡大期における市の対処方針、対策等を決定する。必要に応じ、対策本部班長会議を開催する。</p>
<p>イ 職員の配備体制【総括班/総務・動員班】</p> <p>市の職員の配備体制は、市行動計画に基づき、新型インフルエンザ等に対応することとしている必要な人員を配備し、市(県)内感染拡大期の対策又は緊急事態措置を全庁一体となって実施する。</p>

参考【県が緊急事態宣言された場合の措置】（一部抜粋）

- ①市は、新型インフルエンザ等のまん延により、緊急事態措置を行う事ができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行う。
- ②市対策本部は、政府対策本部、県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。また、必要に応じて県対策本部長に対して総合調整を行うよう要請する。

(2) サーベイランス・情報収集

対 策

市は、引き続き、国際機関（WHO等）、厚生労働省、国立感染症研究所及び県からの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組み等に適宜協力する。【総括班/関係各課】

参考：県のサーベイランス・情報収集

ア 情報収集

県は、海外での新型インフルエンザ等の発生状況、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性・安全性等について、国等を通じて必要な情報を収集する。

イ サーベイランス

①県及び保健所設置市は、新型インフルエンザ等患者の全数把握を中止し、通常のサーベイランスを継続する。ただし、重症者及び死亡者に限定して情報を収集する。

また、学校等における集団発生の把握の強化については通常のサーベイランスに戻す。

②県及び保健所設置市は、国が把握した国内の発生状況に関する情報提供を受け、国と連携し、必要な対策を実施する。

(3) 情報提供・共有

対 策
<p>ア 情報提供【総括班/医療・救護班/広報・情報収集班/関係各課】</p> <p>○市は、県等と連携して、利用可能なあらゆる媒体や機関を活用し、市民に対して国内、県内、市内での発生状況、現在の具体的な対策、対策の決定、対策の理由、対策の実施主体等について、詳細に分かりやすくできる限り速やかに情報提供する。</p> <p>○市は、県等と連携して、個人がとるべき行動を理解しやすいよう、県の流行状況に応じた医療体制を周知し、学校、保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。また、社会活動の状況についても、情報提供する。</p> <p>○市は、市民から相談窓口等に寄せられる問合せ、関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、地域における市民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する。</p> <p>イ 情報共有【総括班/医療・救護班/広報・情報収集班/関係各課】</p> <p>○市は、国、県や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を継続し、対策の方針や流行状況等を的確に把握する。</p> <p>ウ 相談窓口の継続【医療・救護班/市民ボランティア班/調査班】</p> <p>○市は、県等からの要請に応じ、市民からの相談の増加に備え、相談窓口体制を継続する。</p> <p>○市は、国からQ & Aの改訂版が発出された場合は、速やかに相談に活用する。</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>参考【県が緊急事態宣言された場合の措置】</p> <p>県は、本県を区域として緊急事態宣言がされているときは、基本的対処方針に基づき、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の措置を講じる。</p> <p>○国内発生期において、緊急事態宣言がされている場合に講じることとされている措置</p> </div>

(4) 予防・まん延防止

対 策

市は、県等と連携して、次の感染拡大防止策に協力し、実施する。【総括班/医療・救護班/関係各課】

参考：県の予防・まん延防止

ア 県内でのまん延防止対策

○住民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染症対策等を勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。

○事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。

○ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法等に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校・保育施設等の設置者に要請する。

学校に通う患者については、校長が出席停止の期間の基準に沿って、学校医その他の医師に意見を聞き、出席停止の指示をする。

また、保育施設等に通う患者については、一定期間自宅待機（出席停止）とするよう要請する。

○公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。

○関係機関に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう引き続き要請する。

○県内感染拡大期となった場合は、患者の濃厚接触者を特定しての措置（外出自粛要請、健康観察等）は、中止する。

イ 水際対策

○県は引き続き、国が発する渡航者・入国者等への注意喚起、検疫の強化、縮小等についての情報提供を継続する。

ウ 予防接種

○市は、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

参考【県が緊急事態宣言された場合の措置】

本県を区域として緊急事態宣言がされているときは、基本的対処方針に基づき、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

①国内発生期において、緊急事態宣言がされている場合に講じることとされている措置

②市町村は、住民に対する予防接種について、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種の実施（国内を区域として緊急事態宣言がされた場合も含む）

(5) 医療

対 策

市は県等と連携して医療の情報を収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ取組み等に適宜協力する。【総括班/医療・救護班/被災者救援班/生活維持班】

参考：県の医療

ア 医療体制の整備

県及び保健所設置市は、専用外来、帰国者・接触者相談センター及び感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として一般の医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療を行う。

イ 患者への対応等

○県及び保健所設置市は、入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知する。

○県及び保健所設置市（地方衛生研究所を有しない市は除く。）は、県内感染拡大期に至った段階で、衛生研究所におけるPCR検査は、以下に示した状況等において県等が必要と判断した場合に実施する。検査のキャパシティから全ての検査が困難である場合には、公衆衛生検査上の観点から実施の優先順位を判断する。

a. 確定診断が治療方針に大きく影響する重症患者

b. 集団発生に対する病原体の確定等

○国は、医師が、在宅で療養する患者に対する電話による診療により新型インフルエンザ等への感染の有無や慢性疾患の状況について診断できた場合、医師が抗インフルエンザウイルス薬等の処方箋を発行し、ファクシミリ等により薬局に送付することができることとする。

県及び保健所設置市は、このことについて国が示す対応方針を周知する。

○県及び保健所設置市は、医療機関の従業員の勤務状況及び医療資器材・医薬品の在庫状況を確認し、新型インフルエンザ等やその他の疾患に係る診療が継続されるように調整する。

ウ 医療機関等への情報提供

県は、引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。特に、重症者に関する情報を重点的に提供する。

エ 抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄・使用

○県が備蓄する抗インフルエンザウイルス薬について、保健所や感染症指定医療機関等に対する予防投与用としての活用を中止する。

○県は、引き続き、抗インフルエンザウイルス薬等の流通状況を調査するとともに、関係機関に対して適正な流通を指導する。

○県は、患者の発生状況や市場における流通状況を踏まえ、必要な場合には、県が備蓄する抗インフルエンザウイルス薬を市場に供給するとともに、抗インフルエンザウイルス薬については、国備蓄分の配分を要請する。

オ 在宅で療養する患者への支援

市は、国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する新型インフルエンザ等患者への支援や自宅で死亡した患者の対応を行う。

カ 医療機関・薬局における警戒活動

○県警察は、引き続き医療機関や薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行う。

キ 病原性が低い場合の措置

病原性に基づく対策の選択の目安については、「別表2 病原性による医療の対策の選択について(概要)」(P98:埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画より抜粋)を参照する。

参考【県が緊急事態宣言された場合の措置】

県は、本県を区域として緊急事態宣言がされているときは、基本的対処方針に基づき、上記の対策に加え、必要に応じ以下の対策を行う。

①医療機関並びに医薬品及び医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定地方公共機関等は、業務計画で定めるところにより、医療並びに医薬品及び医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。

②国と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等の他、医療体制の確保、感染防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し、外来診療を受ける必要のある患者や、症状は比較的軽度であるが、在宅療養を行う事が困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、臨時の医療施設を設置し、医療を提供する。臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを超えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。

なお、特措法第48条第2項の規定により、県は、必要があると認めるときは臨時の医療施設の開設に係る事務の一部を市町村が行うこととする。その際は、事前に市町村と協議を行う事を基本とする。

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

対 策	
ア 事業者の対応【産業班/関係各課】	市は、県が行う事業者に対する感染予防策について、要請に応じ協力する。
イ 市民・事業者への呼び掛け【総括班/広報・情報収集班】	市は、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動について呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないように要請する。

参考【県が緊急事態宣言された場合の措置】

県は、本県を区域として緊急事態宣言がされているときは、基本的対処方針に基づき、前頁の対策に加え、必要に応じ以下の対策を行う。

ア 業務の継続等

指定地方公共機関及び特定接種の実施状況に応じ、登録事業者は事業の継続を行う。その際、国が必要に応じて行う、当該事業継続のための法令の弾力運用その他必要な対応策について、必要に応じ周知する。

イ 電気及びガス並びに水の安定供給

国内発生期の記載を参照

ウ 運送・通信・郵便の確保

国内発生期の記載を参照

エ サービス水準に係る県民への呼び掛け

県は、国と連携し、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握に努め、県民に対して、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼び掛ける。

オ 緊急物資の運送等

国内発生期の記載を参照

カ 物資の売渡しの要請等

①県は、県の対策の実施に必要な物資の確保に当たっては、あらかじめ所有者に対し物資の売渡しの要請の同意を得ることを基本とする。なお、新型インフルエンザ等緊急事態により当該物資等が使用不能となっている場合や当該物資が既に他の都道府県による収用の対象となっている場合などの正当な理由がないにもかかわらず、当該所有者等が応じないときは、必要に応じ、物資を収用する。

②県は、特定物資の確保のため緊急の必要がある場合には、必要に応じ、事業者に対し特定物資の保管を命じる。

キ 生活関連物資等の価格の安定等

①県は、市町村とともに、県民生活及び県民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

②県は、市町村とともに、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、県民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、県民からの相談窓口や情報収集窓口の充実を図る。

③県は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、物価関連法令の規定に基づき適切な措置を講ずる。

ク 要援護者への生活支援

県は、国の要請を受け、市町村に対し、在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援、搬送、死亡時の対応等を行うよう要請する。

ケ 犯罪の予防・取締り

国内発生期の記載を参照。

コ 埋葬・火葬の特例等

①県は、国の要請を受け、市町村に対し、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう要請する。

②県は、国の要請を受け、市町村に対し、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保するよう要請する。

③新型インフルエンザ等緊急事態において埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合、緊急の必要があると認めるときは、当該市町村長以外の市町村長による埋葬又は火葬の許可等の埋葬及び火葬の手続の特例を国が定めるため、県は、これを市町村へ周知する。

④県は、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。

サ 国が行う措置の周知

県は、国が行う新型インフルエンザ等の患者の権利利益の保全等、新型インフルエンザ等緊急事態に関する政府関係金融機関等の融資、金銭債務の支払猶予等、通貨及び金融の安定に関する措置を行ったときは、必要に応じその旨を周知する。

6 小康期

● 小康期（国：小康期、県：小康期）

- ・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態
- ・ 大流行は一旦終息している状況

< 目的 >

市民生活・市民経済の回復及び流行の第二波への体制整備

< 対策の考え方 >

- 1 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。
- 2 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について、市民に情報提供する。
- 3 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。
- 4 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

（1） 実施体制

対 策
<p>ア 小康期の判断【総括班】</p> <p>市は、国や県が小康期の対策等を決定した判断に基づき、市対策本部において市の対策等を決定する。</p>
<p>イ 対策本部の廃止【総括班】</p> <p>市は、政府対策本部や県対策本部が廃止されたとき、または特措法第32条第5項の規定による新型インフルエンザ等緊急事態解宣言の公示がされたとき※に、速やかに市対策本部を廃止する。</p> <p>※緊急事態解除宣言の公示がされたときとは 「政府対策本が緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるとき」であり、国内外の流行状況、国民生活・国民経済の状況等を総合的に勘案し、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、政府対策本部長が速やかに決定する。</p>

(2) サーベイランス・情報収集

対 策
<p>市は、県等の要請に応じて、県の行うサーベイランス・情報収集についての取組みに適宜協力する。【総括班/関係各課】</p>

(3) 情報提供・共有

対 策
<p>ア 情報提供【総括班/医療・救護班/広報・情報収集班/関係各課】</p> <p>○市は、県等と連携して、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。</p> <p>○市は、市民から相談窓口等に寄せられる問合せや関係機関等から寄せられる情報の内容等を取りまとめ、必要に応じて県等と連携し、国や県に提供することで、共有化を図る。</p>
<p>イ 情報共有【総括班/医療・救護班/広報・情報収集班/関係各課】</p> <p>市は、県等と連携し、県等関係機関とのインターネットを活用した情報共有を維持し、第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針を把握する。</p>
<p>ウ 相談窓口等の体制の縮小【医療・救護班/市民ボランティア班/調査班】</p> <p>市は、県等からの要請に応じ、相談窓口体制を縮小する。</p>

(4) 予防・まん延防止

対 策
<p>予防接種【医療・救護班】</p> <p>市は流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時予防接種を進める。</p>
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>参考【県が緊急事態宣言された場合の措置】</p> <p>本県を区域として緊急事態宣言がされているときは、基本的対処方針に基づき、上記の対策に加え、必要に応じ、市町村は、国及び県と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を進める。</p> </div>

(5) 医療

対 策
<p>県では、医療に関して次のとおり対策を行う。市は県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組み等に適宜協力する。【総括班/医療・救護班】</p>
<p>参考：県の医療</p> <p>ア 医療体制</p> <p>県及び保健所設置市は、国と連携し、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻す。</p> <p>イ 抗インフルエンザウイルス薬等</p> <p>○国が国内外で得られた新型インフルエンザ等についての知見を整理し、適正な抗インフルエンザウイルス薬の使用を含めた治療指針を作成した場合は、医療機関に対し周知する。</p> <p>○県は、流行の第二波に備え、必要に応じ、不足している医薬品その他の物資及び資材を確保するとともに、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を行う。</p> <p>この場合、特措法第11条の規定により災害対策用に備蓄する物資及び資材は、兼ねることができるものとする。</p>
<p>参考【県が緊急事態宣言された場合の措置】</p> <p>県及び保健所設置市は、必要に応じ、県内発生早期または、県内感染拡大期に講じた措置を適宜縮小・中止する。</p>

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

対 策
<p>ア 市民・事業者への呼び掛け【関係各課】</p> <p>市は、県等と連携し、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動について呼びかけるとともに、事業者に対しても食料品や生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないように要請する。</p>

参考【県が緊急事態宣言された場合の措置】

ア 業務の再開

①県は、事業者に対し、各地域の感染動向を踏まえつつ、事業継続に不可欠な重要業務への重点化のために縮小・中止していた業務を再開しても差し支えない旨周知する。

②県は、指定地方公共機関及び登録事業者に対し、これまでの被害状況等の確認を要請するとともに、流行の第二波に備え、事業を継続していくことができるよう、必要な支援を行う。

イ 緊急事態措置の縮小・中止

県は、市町村、指定地方公共機関等とともに、国と連携し、県内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、緊急事態措置を縮小・中止する。

第3章 参考資料

別表1 特定接種の対象となり得る業種・職務について

(埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画より抜粋)

特定接種の対象となり得る者の範囲や総数、接種順位等は、新型インフルエンザ等発生時に政府対策本部において、発生状況等に応じて柔軟に決定されるが、発生時に速やかに接種体制を整備するために、政府の基本的な考え方を参考に、県内で特定接種の対象となり得る業種・職種について、以下のとおり整理した（事業所が県内に所在するものに限る）。

(1) 特定接種の登録事業者

A 医療分野

(A-1：新型インフルエンザ等医療型、A-2 重大・緊急医療型)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
新型インフルエンザ等医療型	A-1	新型インフルエンザ等の患者又は新型インフルエンザ等になり患していると疑うに足りる正当な理由のある者に対して、新型インフルエンザ等に関する医療の提供を行う病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーション	新型インフルエンザ等医療の提供	(厚生労働省)
重大・緊急医療型	A-2	救命救急センター、災害拠点病院、公立病院、地域医療支援病院、独立行政法人国立病院機構の病院、社会保険病院、日本赤十字病院、社会福祉法人恩賜財団済生会の病院、厚生農業協同組合連合会の病院、大学附属病院、二次救急医療機関、救急告示医療機関、分娩を行う医療機関、透析を行う医療機関	生命・健康に重大・緊急の影響がある医療の提供	(厚生労働省)

(注1) 重大緊急医療型小分類には、公立の医療機関も含め掲載

B 国民生活・国民経済安定分野

(B-1:介護・福祉型、B-2:指定公共機関型、B-3:指定公共機関同類型、B-4:社会インフラ型、B-5:その他)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
社会保険・社会福祉・介護事業	B-1	介護保険施設 (A-1 に分類されるものを除く。)、指定居宅サービス事業、指定地域密着型サービス事業、老人福祉施設、有料老人ホーム、障害福祉サービス事業、障害者支援施設、障害児入所支援施設、救護施設、児童福祉施設	サービスの停止等が利用者の生命維持に重大・緊急の影響がある介護・福祉サービスの提供	(厚生労働省)
医薬品・化粧品等卸売業	B-2 B-3	医薬品卸売販売業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の販売	(厚生労働省)
医薬品製造業	B-2 B-3	医薬品製造販売業 医薬品製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の生産	(厚生労働省)
医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器賃貸業	B-2 B-3	医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器賃貸業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の販売	(厚生労働省)
医療機器製造業	B-2 B-3	医療機器製造販売業 医療機器製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の生産	(厚生労働省)
ガス業	B-2 B-3	ガス業	新型インフルエンザ等発生時における必要なガスの安定的・適切な供給	(経済産業省)
航空運輸業	B-2 B-3	航空運送業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送	(国土交通省)
通信業	B-2 B-3	固定電気通信業 移動電気通信業	新型インフルエンザ等発生時における必要な通信の確保	(総務省)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
鉄道業	B-2 B-3	鉄道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送	(国土交通省)
電気業	B-2 B-3	電気業	新型インフルエンザ等発生時における必要な電気の安定的・適切な供給	(経済産業省)
道路貨物運送業	B-2 B-3	一般貨物自動車運送業	新型インフルエンザ等発生時における必要な緊急物資の運送	(国土交通省)
道路旅客運送業	B-2 B-3	一般乗合旅客自動車運送業 患者等搬送事業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客の運送	(国土交通省)
放送業	B-2 B-3	公共放送業 民間放送業	新型インフルエンザ等発生時における国民への情報提供	(総務省)
郵便業	B-2 B-3	郵便	新型インフルエンザ等発生時における郵便の確保	(総務省)
映像・音声・文字情報制作業	B-3	新聞業	新型インフルエンザ等発生時における国民への情報提供	—
銀行業	B-3	銀行 中小企業等金融業 農林水産金融業 政府関係金融機関	新型インフルエンザ等発生時における必要な資金決済及び資金の円滑な供給	(金融庁) (内閣府) (経済産業省) (農林水産省) (財務省) (厚生労働省)
河川管理・用水供給業	—	河川管理・用水供給業	新型インフルエンザ等発生時における必要な水道、工事用水の安定的・適切な供給に必要な水源及び送水施設の管理	(国土交通省)

第3章 参考資料 別表1 特定接種の対象となり得る業種・職務について

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
工業用水道業	ー	工業用水道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な工業用水の安定的・適切な供給	(経済産業省)
下水道業	ー	下水道処理施設維持管理業 下水道管路施設維持管理業	新型インフルエンザ等発生時における下水道の適切な運営	(国土交通省)
上水道業	ー	上水道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な水道水の安定的・適切な供給	(厚生労働省)
金融証券決済事業者	B-4	金融決済システム 金融商品取引所等 金融商品取引精算機関 振替機関	新型インフルエンザ等発生時における金融システムの維持	(金融庁)
石油・鉱物卸売業	B-4	石油卸売業	新型インフルエンザ等発生時における石油製品 (LP ガスを含む) の供給	(経済産業省)
熱供給業	B-4	熱供給業	新型インフルエンザ等発生時における熱供給	(経済産業省)
飲食料品小売業	B-5	各種食料品小売業 食料品スーパー コンビニエンスストア	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品(缶詰、農産保存食料品、精穀・製粉、パン・菓子、レトルト食品、冷凍食品、めん類、育児用調製粉乳をいう。以下同じ。)の販売	(農林水産省) (経済産業省)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
各種商品小売業	B-5	百貨店・総合スーパー	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品、生活必需品(石けん、洗剤、トイレトペーパー、ティッシュペーパー、シャンプー、ごみビニール袋、衛生用品をいう、以下同じ。)の販売	(経済産業省)
食料品製造業	B-5	缶詰・農産保存食料品製造業 精穀・製粉業 パン・菓子製造業 レトルト食品製造業 冷凍食品製造業 めん類製造業 処理牛乳・乳飲料製造業 (育児用調整粉乳に限る。)	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品の供給	(農林水産省)
飲食料品卸売業	B-5	食料・飲料卸売業 卸売市場関係者	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品及び食料品を製造するための原材料の供給	(農林水産省)
石油事業者	B-5	燃料小売業(LPガス、ガソリンスタンド)	新型インフルエンザ等発生時におけるLPガス、石油製品の供給	(経済産業省)
その他の生活関連サービス業	B-5	火葬・墓地管理業	火葬の実施	(厚生労働省)
その他の生活関連サービス業	B-5	冠婚葬祭業	遺体の死後処置	(経済産業省)
その他の小売業	B-5	ドラッグストア	新型インフルエンザ等発生時における最低限の生活必需品の販売	(経済産業省)
廃棄物処理業	B-5	産業廃棄物処理業	医療廃棄物の処理	(環境省)

(注2) 業種名は、原則として日本標準産業分類上の整理とする。

(注3) 上記の標準産業分類には該当しないが、特定接種対象業種と同様の社会的役割を担う事業所については同様の社会的役割を担っている日本標準産業分類に該当する事業所として整理する。

(2) 特定接種の対象となり得る国家公務員及び地方公務員

特定接種の対象となり得る新型インフルエンザ等対策の職務は以下のいずれかに該当する者である。

区分1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

(=新型インフルエンザ等の発生により生ずる又は増加する職務)

区分2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

区分3：民間の登録事業者と同様の職務

区分1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

特定接種の対象となり得る職務	区分	担当機関
県対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分1	県
県対策本部の事務	区分1	県
市町村対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分1	各市町村
市町村対策本部の事務	区分1	各市町村
新型インフルエンザウイルス性状解析、抗原解析、遺伝子解析、発生流行状況の把握	区分1	県
住民への予防接種、専用外来の運営、疫学的調査、検体の採取	区分1	県
新型インフルエンザ等対策に必要な県、市町村の予算の議決、議会への報告	区分1	県 市町村
地方議会の運営	区分1	県 市町村

区分2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

特定接種の対象となり得る職務	区分	担当機関
令状発付に関する事務	区分2	—
勾留請求、勾留状の執行指揮等に関する事務	区分2	(法務省)
刑事施設等（刑務所、拘置所、少年刑務所、少年院、少年鑑別所）の保安警備	区分2	(法務省)
医療施設等の周辺における警戒活動等 犯罪の予防・検挙等の第一線の警察活動	区分1 区分2	県警察本部
救急 消火、救助等	区分1 区分2	県 各市町村
防衛医科大学校病院及び各自衛隊病院等における診断・治療 家きんに対する防疫対策、在外邦人の輸送、医官等による検疫支援、 緊急物資等の輸送 その他、第一線（部隊等）において国家の危機に即応して対処する 事務 自衛隊の指揮監督	区分1 区分2	(防衛省)

区分3：民間の登録事業者と同様の業務

- (1) の新型インフルエンザ等医療型、重大・緊急医療型、社会保険・社会福祉・介護事業、ガス業、航空運輸業、鉄道業、電気業、道路旅客運送業若しくは空港管理者（管制業務を含む。）、火葬・墓地管理業、産業廃棄物処理業、上水道業、河川管理・用水供給業、工業用水道業、下水道処理施設維持管理業及び下水道管路施設維持管理業と同様の社会的役割を担う職務 (県、市町村)

別表2 病原性による医療の対策の選択について (概要)

(埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画より抜粋)

実行する対策				
病原性	病原性が不明又は病原性が高い場合		病原性が低い場合	
発生段階	県内発生早期まで	県内感染拡大期以降	県内発生早期まで	県内感染拡大期以降
相談体制	帰国者・接触者相談センター	—	—	—
	相談窓口等	相談窓口等	相談窓口等	相談窓口等
外来診療体制	専用外来	—	—	—
	専用外来以外の医療機関では、新型インフルエンザ等の患者の診療を原則として行わない	一般医療機関 新型インフルエンザ等の初診患者の診療を原則として行わない医療機関の設定	一般医療機関 必要に応じて、新型インフルエンザ等の初診患者の診療を原則として行わない医療機関の設定	一般医療機関 必要に応じて、新型インフルエンザ等の初診患者の診療を原則として行わない医療機関の設定
	全ての患者に関する届出	—	—	—
	—	電話再診患者のファクシミリ等処方	—	必要に応じて、電話再診患者のファクシミリ等処方
入院診療体制	入院措置	—	—	—
	全ての患者が入院治療	重症者のみ入院治療	重症者のみ入院治療	重症者のみ入院治療
	院内感染対策	院内感染対策	院内感染対策	院内感染対策
	—	待機的入院、待機的手術の自粛	—	待機的入院、待機的手術の自粛
	—	定員超過入院	—	定員超過入院
—	臨時の医療施設等における医療の提供	—	—	
要請・指示	必要に応じて、医療関係者に対する要請・指示	必要に応じて、医療関係者に対する要請・指示	—	—
検査体制	全疑似症患者にPCR検査等	—	—	—
	疑似症患者以外については、都道府県が必要と判断した場合にPCR検査等	県が必要と判断した場合にPCR検査等	県が必要と判断した場合にPCR検査等	県が必要と判断した場合にPCR検査等
予防投与	抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を検討	患者の同居者については、効果等を評価した上で、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を検討	—	—
情報提供	医療機関に対する情報提供	医療機関に対する情報提供	医療機関に対する情報提供	医療機関に対する情報提供

国内で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策（県）

※これまでも鳥インフルエンザウイルスが鳥から人に感染している例は多く見られている。人から人への持続的な感染でない限り、感染の全国的かつ急速な拡大はないが、特措法の対象である新型インフルエンザ等と関連する事案として、対策の選択肢を準備しておく。

（１） 実施体制

（１）－１ 体制強化

県は、国内で鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合には、速やかに情報の集約・共有・分析を行い、必要に応じて庁内会議を開催し、対応方針について協議し、決定する。この場合、「埼玉県高病原性鳥インフルエンザ感染症対応指針」「埼玉県インフルエンザ（H5N1）対応マニュアル」「埼玉県インフルエンザ（H5N1）診断・治療及び医療施設等におけるガイドライン」を基本として対応する。

（２） サーベイランス・情報収集

（２）－１ 情報収集

県は、鳥インフルエンザに関する国内外の情報を収集する。

（２）－２ 国等からの情報収集

県は、家きん等における高病原性鳥インフルエンザの発生や鳥インフルエンザウイルスの人への感染、それらへの対応等の状況及び海外における状況について、国等から情報を収集する。情報収集源としては、以下のとおりとする。

- ・国際機関（WHO、国際獣疫事務局（OIE）、国連食糧農業機関（FAO）等）
- ・国立大学法人北海道大学：OIEリファレンスラボラトリー
- ・独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所
- ・地方公共団体

（２）－３ 鳥インフルエンザの人への感染に対するサーベイランス

第3章 参考資料 国内で鳥インフルエンザが人で発症した場合の対策（県）

県は、鳥インフルエンザの人への感染について、医師からの届出により全数を把握する。

（3） 情報提供・共有

（3）－1 県内で鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合、発生した市町村と連携し、発生状況及び対策について、県民に積極的な情報提供を行う。

（3）－2 国から、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなどWHOが情報発信を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染を認めたとの情報提供があった場合には、県は、海外における発生状況、関係省庁における対応状況等について、県民に積極的な情報提供を行う。

（4） 予防・まん延防止

（4）－1 水際対策

- ① 国が、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなどWHOが情報発信を行う鳥インフルエンザの人への感染が認められた場合行う、発生国における発生状況の情報提供、検疫所における発生国への渡航者や発生国からの帰国者への注意喚起を受け、県も情報提供、注意喚起を行う。
- ② 県は、検疫所から検疫法の対象となる鳥インフルエンザの有症状者に関する通知等を受け、適切に対応する。

（4）－2 疫学調査、感染防止策

- ① 県は、国が必要に応じて派遣する、疫学、臨床等の専門家チームと連携して、積極的疫学調査を実施する。
- ② 県は、国からの要請により、疫学調査や接触者への対応（抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、自宅待機の依頼、有症時の対応指導等）、死亡例が出た場合の対応（感染防止の徹底等）等を実施する。

- ③ 県は、国と連携し、鳥インフルエンザウイルスの感染が疑われる者（有症状者）に対し、自宅待機を依頼する。

(4) - 3 家きん等への防疫対策

県は、県内の家きんに高病原性及び低病原性鳥インフルエンザが発生した場合には、以下の対策を実施する。

- ① 国の支援を受け、具体的な防疫措置（患畜等の殺処分、周辺農場の飼養家きん等の移動制限等）を実施する。
- ② 殺処分羽数が大規模となる等、緊急に対応する必要がある、県による対応が困難である等の場合には、自衛隊の部隊等による支援を要請する。
- ③ 県警察は、防疫措置に伴い、防疫実施地域における必要に応じた警戒活動等を行う。

(5) 医療

(5) - 1 県内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合

- ① 県及び保健所設置市は、感染が疑われる患者が迅速かつ確実な診断を受け、確定診断がされた場合に、適切な感染対策を講じた上で、抗インフルエンザウイルス薬の投与等による治療が行われるよう医療機関に対し要請する。
- ② 県及び保健所設置市（地方衛生研究所を有しない市は除く。）は、必要に応じ、患者の検体を国立感染症研究所へ送付し、亜型検査、遺伝子解析等を実施する。また、国から提供される検査方法に関する情報に基づき、衛生研究所においても検査を実施する。
- ③ 県及び保健所設置市は、感染症法に基づき、鳥インフルエンザの患者（疑似症患者を含む。）について、入院その他の必要な措置を講ずる。

(5) - 2 海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなどWHOが情報発信を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められた場合

第3章 参考資料 国内で鳥インフルエンザが人で発症した場合の対策（県）

- ① 県は、海外からの帰国者等で、鳥インフルエンザ感染が疑われる者（有症状者）の情報について、県に情報提供するよう医療機関等に周知する。
- ② 県は、発生している鳥インフルエンザに対する必要な感染対策等について、医療機関等に周知する。

用語解説

○ 帰国者・接触者相談センター

発生病から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、新型インフルエンザ等専用外来（帰国者・接触者外来）に紹介するための相談センター。市民からの一般的な問合せに対応する「相談窓口」とは異なる。

○ 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

○ サーベイランス

見張り、監視制度という意味。疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

○ 個人防護具

エアロゾル、飛沫などの暴露及び偶発的な接触のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。

○ 指定届出機関

感染症法に規定する五類感染症のうち厚生労働省令で定めるもの又は二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの発生の状況の届出を担当させる病院又は診療所として、都道府県知事が指定したもの。

○ 死亡率

流行期間中に、その疾病に罹患して死亡した者の人口当たりの割合。ここでは、人口10万人当たりの流行期間中に新型インフルエンザ等に罹患して死亡した者の数。

○ 新型インフルエンザ

感染症法第6条第7項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

○ 新型インフルエンザ等緊急事態宣言

特措法第32条第1項に基づき、政府対策本部長が国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるときに行う。新型インフルエンザ等緊急事態宣言により、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域に公示された場合は、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する。

○ 新感染症

感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

○ 新型インフルエンザ等専用外来

政府行動計画では「帰国者・接触者外来」といい、県では「新型インフルエンザ等専用外来」という。

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来である。

県及び保健所設置市が、地域の実情に応じて対応する医療機関を決定する。新型インフルエンザ等専用外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が見られるようになった場合等には、一般の医療機関（内科・小児科等、通常、

感染症の診療を行う全ての医療機関)で診療する体制に切り替える。

○ 積極的疫学調査

患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。感染症法第15条に基づく調査をいう。

○ 相談窓口

市や県が、市民(県民)からの一般的な問合せに対応する窓口。海外発生期から設置し、市民(県民)に対して適切な情報提供を行い、疾患に関する相談や生活相談等広範な内容にも対応する。

○ 致命率(Case Fatality Rate)

流行期間中に、その疾病(ここでは新型インフルエンザ等)に罹患した者のうち、死亡した者の割合。

○ トリアージ

災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、適切な搬送、治療等を行うために、傷病の緊急度や程度に応じて優先順位をつけること。

○ 鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザはA型インフルエンザウイルスを病原体とする鳥の感染症で、このうち、家きんに対し高い死亡率を示すものを「高病原性鳥インフルエンザ」という。稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。鳥インフルエンザの病原体に人が感染した場合、それがH5N1亜型であれば二類感染症、H7N9亜型であれば指定感染症、それ以外であれば四類感染症として扱われる。

○ 濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者(感染症

法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。

○ パンデミック

感染症の世界的大流行。特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ感染しやすく、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○ パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

○ 病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

○ プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国ではH5N1亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）。パンデミックワクチンが供給されるまでの間、医療従事者等に対して接種される。

○ PCR (Polymerase Chain Reaction: ポリメラーゼ連鎖反応)

DNAを、その複製に関与する酵素であるポリメラーゼやプライマーを用いて大量に増幅させる方法。ごく微量のDNAであっても検出が可能のため、病原体の検査に汎用されている。インフルエンザウイルス遺伝子検出の場合は、同ウイルスがRNAウイルスであるため、逆転写酵素 (Reverse Transcriptase) を用いてDNAに変換した後にPCRを行うRT-PCRが実施されている。

新型インフルエンザ等対策に係る関係法令（抜粋）

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年5月11日法律第31号）

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 新型インフルエンザ等 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症及び同条第9項に規定する新感染症（全国かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。

(2) 新型インフルエンザ等対策 第15条第1項の規定により同項に規定する政府対策本部が設置された時から第21条第1項の規定により当該政府対策本部が廃止されるまでの間において、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関がこの法律及び感染症法その他の法律の規定により実施する措置をいう。

(3) 新型インフルエンザ等緊急事態措置 第32条第1項の規定により同項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた時から同条第5項の規定により同項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言がされるまでの間において、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関がこの法律の規定により実施する措置をいう。

(4) 指定行政機関 次に掲げる機関で政令で定めるものをいう。

イ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第1項及び第2項に規定する機関並びに国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する機関

ロ 内閣府設置法第37条及び第54条並びに宮内庁法（昭和22年法律第70号）第16条第1項並びに国家行政組織法第8条に規定する機関

ハ 内閣府設置法第39条及び第55条並びに宮内庁法第16条第2項並びに国家行政組織法第8条の2に規定する機関

ニ 内閣府設置法第40条及び第56条並びに国家行政組織法第8条の3に規定する機関

(5) 指定地方行政機関 指定行政機関の地方支分部局（内閣府設置法第43条及び第57条（宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。）並びに宮内庁法第17条第1項並びに国家行政組織法第9条の地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関で政令で定めるものをいう。

(6) 指定公共機関 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び医療、医薬品（薬事法（昭和35年法律第145号）第2条第1項に規定する医薬品をいう。以下同じ。）又は医療機器（同条第4項に規定する医療機器をいう。以下同じ。）の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるものをいう。

(7) 指定地方公共機関 都道府県の区域において医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社（地方道路公社法（昭和45年法律第82号）第1条の地方道路公社をいう。）その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）のうち、前号の政令で定めるもの以外のもので、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。

（国、地方公共団体等の責務）

第3条 国は、新型インフルエンザ等から国民の生命及び健康を保護し、並びに新型インフルエンザ等が国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、並びに地方公共団体及び指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

2 国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査及び研究を推進するよう努めるものとする。

3 国は、世界保健機関その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保するとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力を推進するよう努めるものとする。

- 4 地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生したときは、第18条第1項に規定する基本的対処方針に基づき、自らその区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、及び当該地方公共団体の区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。
- 5 指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、この法律で定めるところにより、その業務について、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。
- 6 国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等対策を実施するに当たっては、相互に連携協力し、その的確かつ迅速な実施に万全を期さなければならない。

（事業者及び国民の責務）

- 第4条 事業者及び国民は、新型インフルエンザ等の予防に努めるとともに、新型インフルエンザ等対策に協力するよう努めなければならない。
- 2 事業者は、新型インフルエンザ等のまん延により生ずる影響を考慮し、その事業の実施に関し、適切な措置を講ずるよう努めなければならない。
 - 3 第28条第1項第1号に規定する登録事業者は、新型インフルエンザ等が発生したときにおいても、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を継続的に実施するよう努めなければならない。

（基本的人権の尊重）

- 第5条 国民の自由と権利が尊重されるべきことに鑑み、新型インフルエンザ等対策を実施する場合において、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものでなければならない。

（市町村行動計画）

- 第8条 市町村長は、都道府県行動計画に基づき、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を作成するものとする。
- 2 市町村行動計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項
- (2) 市町村が実施する次に掲げる措置に関する事項
 - イ 新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供
 - ロ 住民に対する予防接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置
 - ハ 生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置
- (3) 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項
- (4) 新型インフルエンザ等対策の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関し市町村長が必要と認める事項

3 市町村長は、市町村行動計画を作成する場合において、他の地方公共団体と関係がある事項を定めるときは、当該他の地方公共団体の長の意見を聴かなければならない。

4 市町村長は、市町村行動計画を作成したときは、都道府県知事に報告しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定により報告を受けた市町村行動計画について、必要があると認めるときは、当該市町村長に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

6 市町村長は、市町村行動計画を作成したときは、速やかに、これを議会に報告するとともに、公表しなければならない。

7 第6条第5項及び前条第7項の規定は、市町村行動計画の作成について準用する。

8 第3項から前項までの規定は、市町村行動計画の変更について準用する。

（物資及び資材の備蓄等）

第10条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長等並びに指定公共機関及び指定地方公共機関（第12条及び第51条において「指定行政機関の長等」という。）は、政府行動計画、都道府県行動計画、市町村行動計

画又は業務計画で定めるところにより、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄し、整備し、若しくは点検し、又は新型インフルエンザ等対策の実施に必要なその管理に属する施設及び設備を整備し、若しくは点検しなければならない。

（訓練）

第12条 指定行政機関の長等は、政府行動計画、都道府県行動計画、市町村行動計画又は業務計画で定めるところにより、それぞれ又は他の指定行政機関の長等と共同して、新型インフルエンザ等対策についての訓練を行うよう努めなければならない。この場合においては、災害対策基本法第48条第1項の防災訓練との有機的な連携が図られるよう配慮するものとする。

2 都道府県公安委員会は、前項の訓練の効果的な実施を図るため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該訓練の実施に必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

3 指定行政機関の長等は、第1項の訓練を行おうとするときは、住民その他関係のある公私の団体に協力を要請することができる。

（知識の普及等）

第13条 国及び地方公共団体は、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する知識を普及するとともに、新型インフルエンザ等対策の重要性について国民の理解と関心を深めるため、国民に対する啓発に努めなければならない。

（基本的対処方針）

第18条 政府対策本部は、政府行動計画に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針（以下「基本的対処方針」という。）を定めるものとする。

2 基本的対処方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 新型インフルエンザ等の発生の状況に関する事実
- (2) 当該新型インフルエンザ等への対処に関する全般的な方針
- (3) 新型インフルエンザ等対策の実施に関する重要事項

- 3 政府対策本部長は、基本的対処方針を定めたときは、直ちに、これを公示してその周知を図らなければならない。
- 4 政府対策本部長は、基本的対処方針を定めようとするときは、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ、その意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。
- 5 前2項の規定は、基本的対処方針の変更について準用する。

（都道府県対策本部長の権限）

- 第24条 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該都道府県及び関係市町村並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うことができる。
- 2 前項の場合において、関係市町村の長その他の執行機関（第33条第2項において「関係市町村長等」という。）又は関係指定公共機関若しくは指定地方公共機関は、当該関係市町村又は関係指定公共機関若しくは指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関して都道府県対策本部長が行う総合調整に関し、当該都道府県対策本部長に対して意見を申し出ることができる。
 - 3 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し、指定行政機関又は指定公共機関と緊密な連絡を図る必要があると認めるときは、当該連絡を要する事項を所管する指定地方行政機関の長（当該指定地方行政機関がないときは、当該指定行政機関の長）又は当該指定公共機関に対し、その指名する職員を派遣するよう求めることができる。
 - 4 都道府県対策本部長は、特に必要があると認めるときは、政府対策本部長に対し、指定行政機関及び指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請することができる。この場合において、政府対策本部長は、必要があると認めるときは、所要の総合調整を行わなければならない。

- 5 都道府県対策本部長は、第1項の総合調整を行うため必要があると認めるときは、政府対策本部長に対し、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な情報の提供を求めることができる。
- 6 都道府県対策本部長は、第1項の総合調整を行うため必要があると認めるときは、当該総合調整の関係機関に対し、それぞれ当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施の状況について報告又は資料の提出を求めることができる。
- 7 都道府県対策本部長は、当該都道府県警察及び当該都道府県の教育委員会に対し、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。
- 8 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、これらの所掌事務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な要請をすることができる。
- 9 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、公私の団体又は個人に対し、その区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な協力の要請をすることができる。

（特定接種）

第28条 政府対策本部長は、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、次に掲げる措置を講ずるよう指示することができる。

- (1) 医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（第3項及び第4項において「登録事業者」という。）のこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）並びに新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員に対し、臨時に予防接種を行うこと。

- (2) 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員に対し、臨時に予防接種を行うよう、当該地方公務員の所属する都道府県又は市町村の長に指示すること。
- 2 前項の規定による指示をする場合には、政府対策本部長は、予防接種の期間を指定するものとする。
- 3 厚生労働大臣は、第1項の規定による指示に基づき行う予防接種（以下この条及び第31条において「特定接種」という。）及び同項第1号の登録の実施に関し必要があると認めるときは、官公署に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は登録事業者その他の関係者に対し、必要な事項の報告を求めることができる。
- 4 厚生労働大臣は、特定接種及び第1項第1号の登録の円滑な実施のため必要があると認めるときは、登録事業者、都道府県知事、市町村長及び各省各庁の長（財政法（昭和22年法律第34号）第20条第2項に規定する各省各庁の長をいう。）に対して、労務又は施設の確保その他の必要な協力を求めることができる。この場合において、協力を求められた登録事業者、都道府県知事及び市町村長は、正当な理由がない限り、協力を拒んではならない。
- 5 厚生労働大臣が行う特定接種は、予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条第1項の規定による予防接種とみなして、同法（第12条第2項、第26条及び第27条を除く。）の規定を適用する。この場合において、同法第7条及び第8条中「市町村長又は都道府県知事」とあり、並びに同法第15条第1項、第18条及び第19条第1項中「市町村長」とあるのは「厚生労働大臣」と、同法第15条第1項中「当該市町村の区域内に居住する間に定期の予防接種等」とあるのは「その行う臨時の予防接種」と、「当該定期の予防接種等」とあるのは「当該予防接種」と、同法第25条第1項中「市町村（第6条第1項の規定による予防接種については、都道府県又は市町村）」とあり、及び同条第2項中「市町村」とあるのは「国」とする。
- 6 都道府県知事が行う特定接種は、予防接種法第6条第1項の規定による予防接種とみなして、同法（第26条及び第27条を除く。）の規定を適用する。この場合において、同法第15条第1項、第18条及び第19条第1項中「市町村長」とあるのは「都道府県知事」と、同法第15条第1項中「当該市町村の区域内に居住する間に定期の予防接種等」とあるのは「その行う臨時の予防接種」と、

「当該定期の予防接種等」とあるのは「当該予防接種」と、同法第25条第1項中「市町村（第6条第1項の規定による予防接種については、都道府県又は市町村）」とあり、及び同条第2項中「市町村」とあるのは「都道府県」とする。

- 7 市町村長が行う特定接種は、予防接種法第6条第1項の規定による予防接種とみなして、同法（第26条及び第27条を除く。）の規定を適用する。この場合において、同法第15条第1項中「当該市町村の区域内に居住する間に定期の予防接種等」とあるのは「その行う臨時の予防接種」と、「当該定期の予防接種等」とあるのは「当該予防接種」と、同法第25条第1項中「市町村（第6条第1項の規定による予防接種については、都道府県又は市町村）」とあるのは「市町村」とする。

（医療等の実施の要請等）

第31条 都道府県知事は、新型インフルエンザ等の患者又は新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者（以下「患者等」という。）に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、医師、看護師その他の政令で定める医療関係者（以下「医療関係者」という。）に対し、その場所及び期間その他の必要な事項を示して、当該患者等に対する医療を行うよう要請することができる。

- 2 厚生労働大臣及び都道府県知事は、特定接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対し、その場所及び期間その他の必要な事項を示して、当該特定接種の実施に関し必要な協力の要請をすることができる。

3 医療関係者が正当な理由がないのに前2項の規定による要請に応じないときは、厚生労働大臣及び都道府県知事は、患者等に対する医療又は特定接種（以下この条及び第62条第2項において「患者等に対する医療等」という。）を行うため特に必要があると認めるときに限り、当該医療関係者に対し、患者等に対する医療等を行うべきことを指示することができる。この場合においては、前2項の事項を書面で示さなければならない。

- 4 厚生労働大臣及び都道府県知事は、前3項の規定により医療関係者に患者等に対する医療等を行うことを要請し、又は患者等に対する医療等を行うべきことを指示するときは、当該医療関係者の生命及び健康の確保に関し十分に配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講じなければならない。

5 市町村長は、特定接種を行うため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第2項又は第3項の規定による要請又は指示を行うよう求めることができる。

（新型インフルエンザ等緊急事態宣言等）

第32条 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等（国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するものに限る。以下この章において同じ。）が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態（以下「新型インフルエンザ等緊急事態」という。）が発生したと認めるときは、新型インフルエンザ等緊急事態が発生した旨及び次に掲げる事項の公示（第5項及び第34条第1項において「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」という。）をし、並びにその旨及び当該事項を国会に報告するものとする。

- (1) 新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間
- (2) 新型インフルエンザ等緊急事態措置（第46条の規定による措置を除く。）を実施すべき区域
- (3) 新型インフルエンザ等緊急事態の概要

2 前項第1号に掲げる期間は、2年を超えてはならない。

3 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等のまん延の状況並びに国民生活及び国民経済の状況を勘案して第1項第1号に掲げる期間を延長し、又は同項第2号に掲げる区域を変更することが必要であると認めるときは、当該期間を延長する旨又は当該区域を変更する旨の公示をし、及びこれを国会に報告するものとする。

4 前項の規定により延長する期間は、1年を超えてはならない。

5 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等緊急事態宣言をした後、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）をし、及び国会に報告するものとする。

6 政府対策本部長は、第1項又は第3項の公示をしたときは、基本的対処方針を変更し、第18条第2項第3号に掲げる事項として当該公示の後に必要とされる

新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に関する重要な事項を定めなければならない。

（市町村対策本部の設置及び所掌事務）

第34条 新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときは、市町村長は、市町村行動計画で定めるところにより、直ちに、市町村対策本部を設置しなければならない。

2 市町村対策本部は、当該市町村が実施する当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事務をつかさどる。

（感染を防止するための協力要請等）

第45条 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、当該特定都道府県の住民に対し、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間並びに発生の状況を考慮して当該特定都道府県知事が定める期間及び区域において、生活の維持に必要な場合を除きみだりに当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないことその他の新型インフルエンザ等の感染の防止に必要な協力を要請することができる。

2 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間を考慮して当該特定都道府県知事が定める期間において、学校、社会福祉施設（通所又は短期間の入所により利用されるものに限る。）、興行場（興行場法（昭和23年法律第137号）第1条第1項に規定する興行場をいう。）その他の政令で定める多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者（次項において「施設管理者等」という。）に対し、当該施設の使用の制限若しくは停止又は催物の開催の制限若しくは停止その他政令で定める措置を講ずるよう要請することができる。

3 施設管理者等が正当な理由がないのに前項の規定による要請に応じないときは、特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命

及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、当該施設管理者等に対し、当該要請に係る措置を講ずべきことを指示することができる。

- 4 特定都道府県知事は、第2項の規定による要請又は前項の規定による指示をしたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

（住民に対する予防接種）

第46条 政府対策本部は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときは、基本的対処方針を変更し、第18条第2項第3号に掲げる重要事項として、予防接種法第6条第1項の規定による予防接種の対象者及び期間を定めるものとする。

- 2 前項の規定により予防接種法第6条第1項の規定による予防接種の対象者を定めるに当たっては、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に及ぼす影響並びに国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮するものとする。

- 3 第1項の規定により基本的対処方針において予防接種法第6条第1項の規定による予防接種の対象者及び期間が定められた場合における同法の規定の適用については、同項中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「行い、又は市町村長に行うよう指示する」とあるのは「行う」と、同条第2項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事を通じ市町村長」と、同法第25条第1項中「市町村（第6条第1項の規定による予防接種については、都道府県又は市町村）」とあるのは「市町村」とする。

- 4 前項に規定する場合においては、予防接種法第26条及び第27条の規定は、適用しない。

- 5 市町村長は、第3項の規定により読み替えて適用する予防接種法第6条第1項の規定による予防接種の円滑な実施のため必要があると認めるときは、指定行政機関の長及び都道府県知事に対して、物資の確保その他の必要な協力を求めることができる。この場合において、協力を求められた指定行政機関の長及び都道府県知事は、正当な理由がない限り、協力を拒んではならない。

6 第31条第2項から第5項までの規定は、第3項の規定により読み替えて適用する予防接種法第6条第1項の規定による予防接種について準用する。この場合において、第31条第2項から第4項までの規定中「厚生労働大臣及び都道府県知事」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

（医療等の確保）

第47条 病院その他の医療機関又は医薬品等製造販売業者（薬事法第12条第1項の医薬品又は医療機器の製造販売業の許可を受けた者をいう。）、医薬品等製造業者（同法第3条第1項の医薬品又は医療機器の製造業の許可を受けた者をいう。）、若しくは医薬品等販売業者（同法第24条第1項の医薬品の販売業又は同法第39条第1項の高度管理医療機器等（同項に規定する高度管理医療機器等をいう。）の販売業の許可を受けた者をいう。第54条第2項において同じ。）である指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、それぞれその業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造若しくは販売を確保するため必要な措置を講じなければならない。

（臨時の医療施設等）

第48条 特定都道府県知事は、当該特定都道府県の区域内において病院その他の医療機関が不足し、医療の提供に支障が生ずると認める場合には、その都道府県行動計画で定めるところにより、患者等に対する医療の提供を行うための施設（第4項において「医療施設」という。）であって特定都道府県知事が臨時に開設するもの（以下この条及び次条において「臨時の医療施設」という。）において医療を提供しなければならない。

2 特定都道府県知事は、必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項の措置の実施に関する事務の一部を特定市町村長が行うこととすることができる。

3 消防法（昭和23年法律第186号）第17条第1項及び第2項の規定は、臨時の医療施設については、適用しない。この場合において、特定都道府県知事は、同法に準拠して、臨時の医療施設についての消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定め、その他当該臨

時の医療施設における災害を防止し、及び公共の安全を確保するため必要な措置を講じなければならない。

- 4 建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第1項 本文、第3項及び第4項並びに景観法（平成16年法律第110号）第77条第1項、第3項及び第4項の規定は、特定都道府県知事が行う医療施設の応急の修繕及び臨時の医療施設の建築について準用する。この場合において、建築基準法第85条第1項中「非常災害があつた」とあるのは「新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定により新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた」と、「その発生した区域又はこれに隣接する区域で特定行政庁が指定するものの」とあるのは「同項第2号に掲げる区域」と、「その災害が発生した日」とあるのは「当該新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた日」と、景観法第77条第1項中「非常災害があつた」とあるのは「新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定により新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた」と、「その発生した区域又はこれに隣接する区域で市町村長が指定するものの」とあるのは「同項第2号に掲げる区域」と、「その災害が発生した日」とあるのは「当該新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた日」と読み替えるものとする。
- 5 医療法（昭和23年法律第205号）第4章の規定は、臨時の医療施設については、適用しない。
- 6 特定都道府県の区域内において病院を開設した者又は医療法第7条第1項に規定する臨床研修等修了医師及び臨床研修等修了歯科医師でない者で特定都道府県の区域内において診療所を開設したものが、新型インフルエンザ等緊急事態における医療の提供を行うことを目的として、病床数その他同条第2項の厚生労働省令で定める事項を変更しようとする場合については、当該医療の提供を行う期間（6月以内の期間に限る。）に限り、同項の規定は、適用しない。
- 7 前項の場合において、同項に規定する者は、当該医療の提供を開始した日から起算して10日以内に、当該病院又は診療所の所在地の特定都道府県知事（診療所の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長）に当該変更の内容を届け出なければならない。

（土地等の使用）

第49条 特定都道府県知事は、当該特定都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に当たり、臨時の医療施設を開設するため、土地、家屋又は物資（以下この条及び第72条第1項において「土地等」という。）を使用する必要があると認めるときは、当該土地等の所有者及び占有者の同意を得て、当該土地等を使用することができる。

2 前項の場合において土地等の所有者若しくは占有者が正当な理由がないのに同意をしないとき、又は土地等の所有者若しくは占有者の所在が不明であるため同項の同意を求めることができないときは、特定都道府県知事は、臨時の医療施設を開設するため特に必要があると認めるときに限り、同項の規定にかかわらず、同意を得ないで、当該土地等を使用することができる。

（緊急物資の運送等）

第54条 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため緊急の必要があると認めるときは、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長にあつては運送事業者である指定公共機関に対し、特定都道府県知事にあつては運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資並びに運送すべき場所及び期日を示して、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な物資及び資材（第3項において「緊急物資」という。）の運送を要請することができる。

2 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため緊急の必要があると認めるときは、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長にあつては医薬品等販売業者である指定公共機関に対し、特定都道府県知事にあつては医薬品等販売業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、配送すべき医薬品又は医療機器並びに配送すべき場所及び期日を示して、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な医薬品又は医療機器の配送を要請することができる。

3 指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに前2項の規定による要請に応じないときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため特に必要があると認めるときに限り、当該指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、

緊急物資の運送又は医薬品若しくは医療機器の配送を行うべきことを指示することができる。この場合においては、前2項の事項を書面で示さなければならない。

（物資の売渡しの要請等）

第55条 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な物資（医薬品、食品その他の政令で定める物資に限る。）であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの（以下「特定物資」という。）について、その所有者に対し、当該特定物資の売渡しを要請することができる。

2 特定物資の所有者が正当な理由がないのに前項の規定による要請に応じないときは、特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため特に必要があると認めるときに限り、当該特定物資を収用することができる。

3 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するに当たり、特定物資を確保するため緊急の必要があると認めるときは、当該特定物資の生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者に対し、その取り扱う特定物資の保管を命ずることができる。

4 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、特定都道府県知事の行う新型インフルエンザ等緊急事態措置を支援するため緊急の必要があると認めるとき、又は特定都道府県知事から要請があったときは、自ら前3項の規定による措置を行うことができる。

（生活関連物資等の価格の安定等）

第59条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長は、新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、政府行動計画、都道府県行動計画又は市町村行動計画で定めるところにより、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）、物価統制令（昭和21年勅令第118号）その他法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講じなければならない。

新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成25年4月12日政令第122号）

（使用の制限等の要請の対象となる施設）

第11条 法第45条第2項の政令で定める多数の者が利用する施設は、次のとおりとする。ただし、第3号から第13号までに掲げる施設にあっては、その建築物の床面積の合計が千平方メートルを超えるものに限る。

- (1) 学校（第3号に掲げるものを除く。）
- (2) 保育所、介護老人保健施設その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設（通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。）
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学、同法第124条に規定する専修学校（同法第125条第1項に規定する高等課程を除く。）、同法第134条第1項に規定する各種学校その他これらに類する教育施設
- (4) 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- (5) 集会場又は公会堂
- (6) 展示場
- (7) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（食品、医薬品、医療機器その他衛生用品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。）
- (8) ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）
- (9) 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場
- (10) 博物館、美術館又は図書館
- (11) キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する遊興施設
- (12) 理髪店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗
- (13) 自動車教習所、学習塾その他これらに類する学習支援業を営む施設
- (14) 第3号から前号までに掲げる施設であって、その建築物の床面積の合計が千平方メートルを超えないもののうち、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等の発生の状況、動向若しくは原因又は社会状況を踏まえ、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため法第45条第2項の規定

による要請を行うことが特に必要なものとして厚生労働大臣が定めて公示するもの

- 2 厚生労働大臣は、前項第14号に掲げる施設を定めようとするときは、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならない。

予防接種法（昭和23年6月30日法律第68号）

（臨時に行う予防接種）

第6条 都道府県知事は、A類疾病及びB類疾病のうち厚生労働大臣が定めるもののまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、その対象者及びその期日又は期間を指定して、臨時に予防接種を行い、又は市町村長に行うよう指示することができる。

- 2 厚生労働大臣は、前項に規定する疾病のまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、政令の定めるところにより、同項の予防接種を都道府県知事に行うよう指示することができる。

- 3 厚生労働大臣は、B類疾病のうち当該疾病にかかった場合の病状の程度を考慮して厚生労働大臣が定めるもののまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、その対象者及びその期日又は期間を指定して、政令の定めるところにより、都道府県知事を通じて市町村長に対し、臨時に予防接種を行うよう指示することができる。この場合において、都道府県知事は、当該都道府県の区域内で円滑に当該予防接種が行われるよう、当該市町村長に対し、必要な協力をするものとする。

久喜市新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年3月26日条例第14号）

（趣旨）

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第37条において準用する法第26条の規定に基づき、久喜市新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、新型インフルエンザ等対策本部の事務を総括する。

2 新型インフルエンザ等対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 新型インフルエンザ等対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、新型インフルエンザ等対策本部の事務に従事する。

4 新型インフルエンザ等対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市職員のうちから、市長が任命する。

（会議）

第3条 本部長は、新型インフルエンザ等対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、新型インフルエンザ等対策本部の会議（以下、この条において「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第35条第4項の規定に基づき、国の職員その他市職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

（部）

第4条 本部長は、必要と認めるときは、新型インフルエンザ等対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

（委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、法の施行の日から施行する。

久喜市新型インフルエンザ等対策本部班長会議規程（平成25年5月15日訓令第10号）

（設置）

第1条 久喜市新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）における、新型インフルエンザ等の具体的な対応策の検討及び実施について関係各班が連携を図るため、久喜市新型インフルエンザ等対策本部班長会議（以下「班長会議」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 班長会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 新型インフルエンザ等の具体的な対応策の検討に関すること。
- (2) 新型インフルエンザ等の対応策の実施に関すること。

（組織）

第3条 班長会議は、会長、副会長及び班長をもって組織する。

- 2 会長は健康増進部部長の職にある者を、副会長は健康増進部副部長の職にある者を、班長は別表第1右欄に掲げる職にある者をもって充てる。

（会長及び副会長）

第4条 会長は、会務を総理し、班長会議を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 班長会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長は、各班の具体的な対応策の検討及び実施のため必要があると認めるときは、班長会議の会議に関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に必要な資料の提出を求めることができる。

（作業部会）

第6条 新型インフルエンザ等の情報収集、予防対策の検討に必要な調査及び課題の整理を行い、班長会議で必要な事項を協議するため、班長会議に作業部会を置く。

2 作業部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。

3 部会長は健康増進部健康医療課長の職にある者を、副部会長は健康増進部健康医療課（以下「健康医療課」という。）の健康企画係係長をもって充て、部会員は別表第2に掲げる課の課長にそれぞれ推薦された者とする。

4 部会長は、会務を総理し、作業部会を代表する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 作業部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

7 部会長は、新型インフルエンザ等の情報収集及び予防対策の検討に必要な調査のため必要があると認めるときは、作業部会の会議に関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第7条 班長会議及び作業部会の庶務は、健康医療課において処理する。

（その他）

第8条 この訓令に定めるもののほか、班長会議について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月31日訓令第7号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

総括班	健康増進部健康医療課長
医療・救護班	健康増進部中央保健センター所長
秘書班	総務部秘書課長
広報・情報収集班	総務部シティプロモーション課長
総務・動員班	総務部人事課長
生活維持班	市民部消防防災課長
市民ボランティア班	市民部自治振興課長
調査班	財政部資産税課長
財政班	財政部管財課長
環境班	環境経済部環境課長
産業班	環境経済部農業振興課長
被災者救援班	福祉部社会福祉課長
道路・河川班	建設部建設管理課長
住宅班	建設部建築審査課長
公園班	建設部都市整備課長
給水班	上下水道部水道施設課長
下水道班	上下水道部下水道施設課長
経理班	出納室長
教育総務班	教育委員会教育総務課長
学校教育班	教育委員会学務課長
社会教育班	教育委員会生涯学習課長
総合支所総務管理班	菖蒲総合支所総務管理課長
	栗橋総合支所総務管理課長
	鷺宮総合支所総務管理課長
総合支所市民班	菖蒲総合支所市民課長
	栗橋総合支所市民課長
	鷺宮総合支所市民課長
総合支所税務班	菖蒲総合支所税務課長
	栗橋総合支所税務課長

	鷺宮総合支所税務課長
総合支所環境経済班	菖蒲総合支所環境経済課長
	栗橋総合支所環境経済課長
	鷺宮総合支所環境経済課長
総合支所福祉班	菖蒲総合支所福祉課長
	栗橋総合支所福祉課長
	鷺宮総合支所福祉課長
総合支所建設班	菖蒲総合支所建設課長
	栗橋総合支所建設課長
	鷺宮総合支所建設課長

別表第2（第6条関係）

健康増進部中央保健センター
市民部消防防災課
福祉部社会福祉課
福祉部障がい者福祉課
福祉部介護福祉課
福祉部保育課
教育委員会学務課
菖蒲総合支所福祉課
栗橋総合支所福祉課
鷺宮総合支所福祉課